

第4次京都府地域福祉支援計画

令和6年3月
京 都 府

ごあいさつ

近年、少子・高齢化や人口減少が進み、単身世帯が増加する中、地域住民が抱える課題は多様化・複合化しており、地域福祉を取り巻く環境は、大変厳しい状況にあります。また、約3年にわたったコロナ禍により、人と人とのつながりの希薄化、地域の担い手不足が進んでおり、これまで地域社会が担ってきた支え合いや助け合いなどの機能が徐々に弱まってきています。加えて、孤独・孤立を感じる人が増えるなど、地域福祉を取り巻く課題が一層顕在化しています。

こうした中、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、互いに支え合い、生きがいをもって暮らせる地域共生社会をともに創っていくことが求められます。

京都府では、第3次計画における施策をさらに充実し、関係計画と連携して各種施策を推進するとともに、広域的な観点から市町村における地域福祉の取組を支援するため、2024（令和6）年度からの京都府の取組の方向性を取りまとめた「第4次京都府地域福祉支援計画」を策定いたしました。

地域住民の皆様をはじめ、様々な人や団体が、さらに一歩地域に歩み寄り、ともに支え合う社会を実現できるよう本計画に基づき取組を進めてまいります。そのためには、府民の皆様のお力が不可欠となりますので、更なる御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定に当たり御尽力いただきました京都府社会福祉審議会地域福祉専門分科会の皆様、貴重な御意見をいただきました府民の皆様並びに本計画の策定に関わっていただいた全ての皆様に厚く御礼申し上げます。

令和6年3月

京都府知事 西脇 隆俊

第4次京都府地域福祉支援計画 最終案

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画改定の趣旨	
2 計画の性格・位置付け	
3 計画期間	
4 計画の進捗管理	
第2章 地域福祉を取り巻く環境と課題	3
1 人口構造の変化	
2 各福祉分野の現状と課題	
3 地域福祉の担い手の状況	
第3章 地域福祉を進める上での基本理念及び取組の方向性	12
1 基本理念	
2 取組の方向性	
第4章 府の施策	
1 地域における包括的な支援体制の整備	14
(1) 様々な課題を包括的に相談・支援できる仕組みの推進	
(2) 成年後見制度や福祉サービス利用援助事業の推進	
2 様々な地域福祉課題に対する取組	20
(1) 子どもが心身ともに健やかに成長できる地域づくり	
(2) 高齢者が安心して暮らせる地域づくり	
(3) 障害のある人もない人も安心して暮らせる地域づくり	
(4) ユニバーサルデザインの推進（人にやさしいまちづくり）	
(5) 困難な問題を抱える女性に対する支援	
(6) 生活に困窮されている方への支援	
(7) 住宅の確保が困難な方への支援	
(8) 様々な生きづらさを抱える方への支援	
(9) 自殺対策の推進	
3 地域福祉を支える担い手の確保・育成	32
(1) 地域における支え合い活動の担い手の確保・育成	
(2) 介護・福祉従事者や保育人材の確保・定着・育成	
(3) 積極的な広報啓発と福祉教育の充実	

4 災害時にも強い地域福祉の推進	39
(1) 安心して避難し、避難所で過ごせる仕組みづくり	
(2) いち早い日常生活の復旧に向けた支援	
第5章 推進体制	41
1 PDCA サイクルに沿った計画の推進	
2 地域福祉の中核を担う社会福祉協議会との連携・支援	
3 苦情解決制度や第三者評価の推進	
第6章 市町村地域福祉計画ガイドライン	44
1 地域福祉計画に盛り込むべき事項	
2 地域福祉計画策定の体制と過程（策定の方法・手順）	
3 地域福祉計画を策定する上でのその他の留意事項	
資料編	
<input type="checkbox"/> 京都府社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿	
<input type="checkbox"/> 第4次京都府地域福祉支援計画の主な策定経過	
<input type="checkbox"/> 用語解説	
<input type="checkbox"/> 京都府における関連計画	
<input type="checkbox"/> 2019（平成31）年以降に制定・改定された法律等	

第1章 計画の概要

1 計画改定の趣旨

本府では、2019（平成 31）年度から 2023（令和 5）年度を計画期間とする「第 3 次京都府地域福祉支援計画」を策定し、市町村の地域福祉の取組を支援してきました。

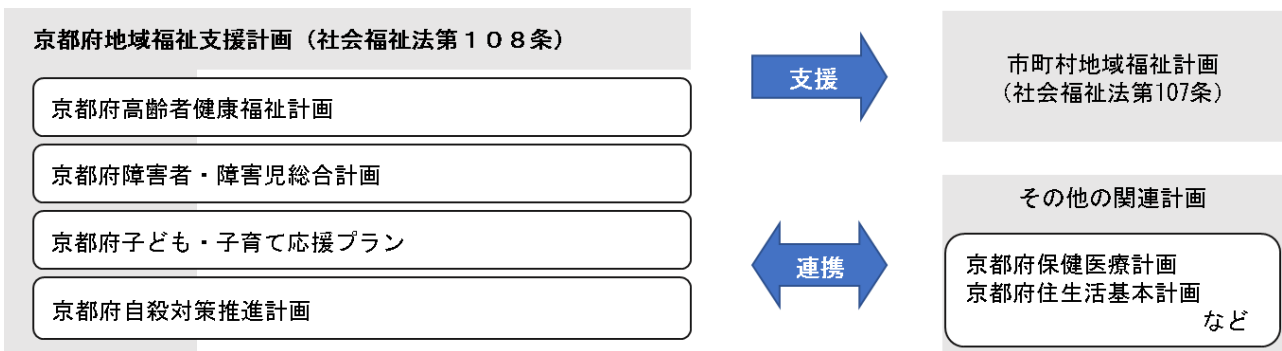
このたび、2024（令和 6）年 3 月末に計画期間が満了するに当たり、少子・高齢化の進行や地域の支え合い機能の低下等による個人・世帯の抱える課題の複雑化・複合化などの地域福祉を取り巻く状況の変化や社会福祉法の改正を踏まえ、現行の計画をより一層の実効性を持った計画とするため、改定するものです。

2 計画の性格・位置付け

本計画は社会福祉法第 108 条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として、市町村において策定される地域福祉計画の達成に資するために広域的な見地から支援するための計画です。

また、京都府総合計画を福祉の分野から推進するための部門計画であり、各個別計画との連携・整合を図りながら、地域における高齢者の福祉、障害のある人の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を横断的に記載した、福祉分野の「上位計画」として位置づけられます。

本計画の実施に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）、部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）及び本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT 理解増進法）等に基づき、「一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会」の実現を基本とし、また、2015（平成 27）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の趣旨を尊重し、取組を進めます。



3 計画期間

計画期間は 2024（令和 6）年度から 2028（令和 10）年度までの 5 年間とします。

ただし、今後、社会の状況や関係法令の改正等、地域福祉を取り巻く状況に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて、計画の改定を検討することとします。

4 計画の進捗管理

本計画に記載した事項については、基本的にP D C A（Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善））のサイクルに沿って実施します。

また、地域福祉を取り巻く状況の変化等や他の福祉に関する個別計画の改定等に合わせ、必要に応じて見直しを行うこととします。

第2章 地域福祉を取り巻く環境と課題

1 人口構造の変化

本府の総人口は、2020（令和2）年時点で約257万人となっており、今後も減少傾向が続くと予想されております。

また、少子高齢化が進行する中、高齢者数が緩やかに増加する一方で、15歳～64歳の生産年齢人口は大きく減少し、2020年から2040年までの20年間で約2割減少することが見込まれています。

京都府の将来推計人口

（単位：人）

年	2020	2025	2030	2035	2040	2045
総数	2,578,087	2,518,390	2,445,192	2,361,161	2,267,021	2,170,369
0～14歳	294,399	264,933	240,581	226,829	220,160	210,374
	11.4%	10.5%	9.8%	9.6%	9.7%	9.7%
15～64歳	1,527,284	1,494,736	1,439,747	1,354,166	1,232,296	1,143,639
	59.2%	59.4%	58.9%	57.4%	54.4%	52.7%
65歳以上	734,493	758,721	764,864	780,166	814,565	816,356
	28.5%	30.1%	31.3%	33.0%	35.9%	37.6%
65～74歳	349,830	288,429	283,000	314,755	355,795	345,627
	13.6%	11.5%	11.5%	13.3%	15.7%	15.9%
75歳以上	384,663	470,292	481,864	465,411	458,770	470,729
	14.9%	18.7%	19.7%	19.7%	20.2%	21.7%

注：1) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」による
2) 2020（R2）年については、国勢調査数値による

また、2022（令和4）年の出生数は15,068人で、2017（平成29）年から約3,450人の減少となっています。合計特殊出生率についても、依然として、全国数値を下回っています。

少子化の状況

（単位：人）

	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
合計特殊出生率	1.18 (1.26)	1.28 (1.39)	1.35 (1.45)	1.31 (1.43)	1.29 (1.42)	1.25 (1.36)	1.26 (1.33)	1.22 (1.3)	1.18 (1.26)
出生数	21,560	21,234	19,663	18,521	17,909	16,993	16,440	15,818	15,068

※括弧内は全国数値
出典：人口動態調査

【課題】

生産年齢人口の減少が見込まれる中、地域で支援を行う担い手の裾野を広げていくことが必要です。また、年齢に関わりなく、誰もが意欲や能力に応じて、地域の「支え手」として活躍できる環境の整備が必要です。

2 各福祉分野の現状と課題

地域において支援が必要となる高齢者、障害のある人及び子どもの数は、増加傾向にあります。

また、同時に複数の課題を抱えた世帯の存在が顕在化しており、個人ではなく世帯単位での支援のあり方を検討する必要性が出てきています。

(1) 高齢者の状況と課題

○ 要介護認定者や一人暮らし高齢者数の増加

高齢化の進行により、引き続き、要介護認定者や一人暮らし高齢者の増加が見込まれます。

要介護（要支援）認定者数の状況（各年度3月末）

		2025 (R7)	2030 (R12)	2035 (R17)	2040 (R22)	2045 (R27)
要支援	1	22,951 (13.1%)	24,746 (13.9%)	24,510 (12.5%)	22,658 (11.9%)	22,062 (12.3%)
	2	29,663 (17.0%)	31,827 (17.9%)	31,886 (16.3%)	30,035 (15.8%)	29,025 (16.1%)
要介護	1	32,023 (18.3%)	34,734 (19.6%)	35,696 (18.2%)	34,005 (17.9%)	32,404 (18.0%)
	2	33,375 (19.1%)	36,155 (20.4%)	37,798 (19.3%)	37,047 (19.5%)	34,857 (19.4%)
	3	24,335 (13.9%)	26,600 (15.0%)	28,328 (14.5%)	28,446 (15.0%)	26,372 (14.6%)
	4	19,636 (11.2%)	21,470 (12.1%)	22,903 (11.7%)	23,117 (12.2%)	24,431 (11.9%)
	5	12,966 (7.4%)	13,979 (7.9%)	14,741 (7.5%)	14,895 (7.8%)	13,877 (7.7%)
計		174,958	189,511	195,862	190,203	180,028
認定率		23.5%	25.7%	26.6%	25.1%	24.0%

注 第10次京都府高齢者健康福祉計画による

圏域別の要介護（要支援）認定者数の状況（各年度3月末）

（単位：人）

	合計 (認定率)	圏域別					
		丹後	中丹	南丹	京都・乙訓	山城北	山城南
2025	174,958 (23.5%)	8,115 (23.3%)	13,292 (22.2%)	8,458 (19.1%)	110,873 (25.2%)	27,620 (21.2%)	6,600 (19.0%)
2030	189,511 (25.7%)	8,155 (24.5%)	13,856 (23.8%)	9,187 (21.2%)	118,713 (27.1%)	31,653 (24.6%)	7,947 (21.9%)
2035	195,862 (26.6%)	8,203 (26.2%)	14,287 (25.2%)	9,720 (23.1%)	121,145 (27.4%)	33,454 (26.2%)	9,053 (23.8%)
2040	190,203 (25.1%)	7,823 (26.2%)	13,932 (24.4%)	9,579 (23.4%)	117,293 (25.7%)	32,159 (24.4%)	9,417 (22.9%)
2045	180,028 (24.0%)	7,142 (26.3%)	13,076 (23.4%)	8,906 (22.8%)	111,925 (24.7%)	29,678 (22.8%)	9,301 (21.9%)

注 第10次京都府高齢者健康福祉計画による

年	2020 (R2)	2025	2030	2035	2040
総世帯数 (一般世帯)	1,188,903	1,157,598	1,135,507	1,099,515	1,056,052
うち高齢 単身世帯	164,593	175,516	183,926	191,724	202,190
構成比	13.8%	15.2%	16.2%	17.4%	19.1%

注：第10次京都府高齢者健康福祉計画による

○ 認知症高齢者の増加

認知症高齢者数の推計は2020（令和2）年で府内約12.7万人となっており、今後も増加する見込みです。

認知症高齢者数の推計 (単位：万人)

	2015 (H27)	2020 (R2)	2025 (R7)	2030 (R12)
認知症高齢者数（全国）	525	631	730	830
認知症高齢者数（京都府）	10.5	12.7	15.3	17.6

注：第10次京都府高齢者健康福祉計画による

【課題】

増加する地域の一人暮らし高齢者や認知症高齢者など、配慮が必要な方々に対する見守り活動や生活支援を進めることが求められます。また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、状態・状況に応じて、適切な医療・介護の提供はもとより多様な居場所や生活支援等の体制構築が求められています。

(2) 障害のある人の状況と課題

○ 障害者手帳所持者数

身体障害者手帳の所持者数は、やや減となっていますが、知的障害者及び精神障害者の手帳所持者数は、それぞれ約1割、約5割増加しています。

また、身体障害者の障害別では、肢体不自由が約5割を占めます。

	2017 (H29)	2022 (R4)	増加率
身体障害者	143,829	137,466	- 4.4%
知的障害者	26,977	29,904	+10.8%
精神障害者	20,789	31,090	+49.6%
合計	191,595	198,460	+ 3.6%

出典：府障害者支援課

身体障害者の障害別（令和4年度末）

肢体不自由	内部障害	聴覚・言語等障害	視覚障害	合計
49.3%	33.4%	10.2%	7.1%	100%

出典：府障害者支援課

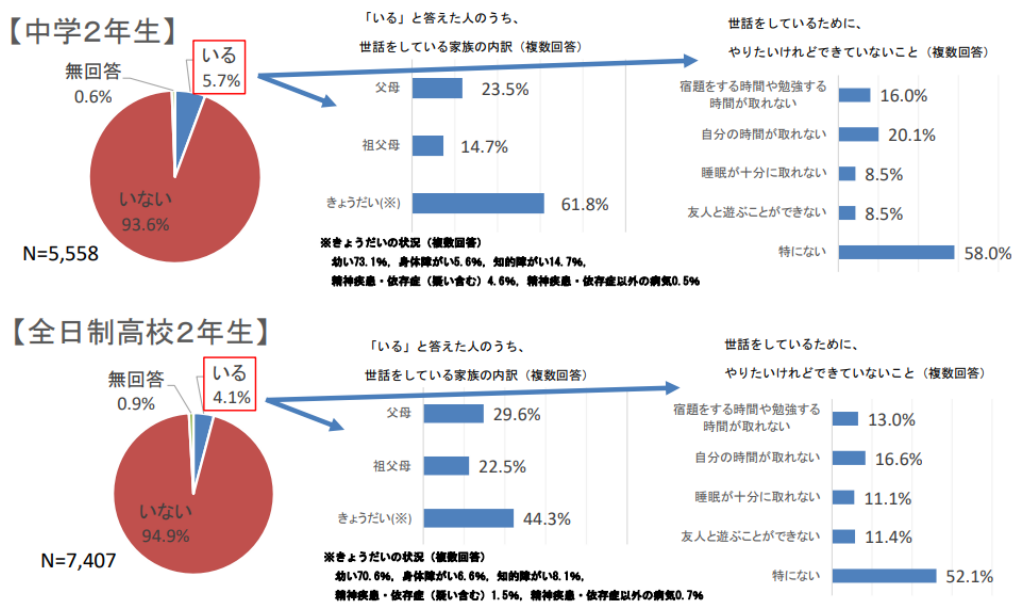
【課題】

「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」に基づき、障害のある人が地域で安心して過ごせるような場所づくりや言語表記を含めた環境整備など、地域でともに支え合う仕組みが求められています。

(3) 子どもを取り巻く状況

○ ヤングケアラー

2020（令和2）年度に国が全国の中学生や高校生等を対象に実施した実態調査によると、中学2年生の5.7%、全日制の高校2年生は4.1%が「世話をしている家族がいる」と回答しています。また、世話の頻度として、「ほぼ毎日」が3～6割程度、平日1日あたり世話に費やす時間は「3時間未満」が多く、「7時間以上」が1割程度となっています。



注：「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」による

【課題】

ヤングケアラーは、本人や家族に自覚がないことが多く、問題が顕在化しにくい傾向にあることから、社会的認知度の向上に取り組むとともに、福祉、介護、医療、教育機関等、関係機関が連携し、早期に発見して適切な支援につなげる取組が求められています。

○ 児童虐待対応件数の増加

児童虐待の周知が図られてきたこと、心理的虐待の増加により、相談件数は年々増加しています。

相談受理件数	(単位：件)				
年度	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
府内3児相計 (前年度比%)	1,663 (110.7)	2,104 (126.5)	2,547 (121.1)	2,448 (96.1)	2,576 (105.2)

出典：府家庭支援課

【課題】

地域による見守りを充実させるとともに、地域と専門機関である児童相談所、市町村、警察等の関係機関が連携協力できる体制を整え、児童虐待を未然に防ぎ、早期発見、迅速な対応をすることが求められています。

○ 子どもの貧困

子どもの相対的貧困率は、2018（平成 30）年の調査では、前回調査時点（2015（平成 27）年）に比べ減少しましたが、過去の推移を見ると増加傾向にあります。

また、子どもがいる現役世帯のうち、大人が一人の世帯の貧困率は 50%前後で推移しており、特にひとり親家庭の経済状況が厳しいことが見て取れます。

貧困率の年次推移（全国）

（単位：％）

	1997 (H9)	2000 (H12)	2003 (H15)	2006 (H18)	2009 (H21)	2012 (H24)	2015 (H27)	2018 (H30)		2021 (R3)
								旧基準	新基準	
相対的貧困率	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.7	15.4
子どもの貧困率	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0	11.5
子どもがいる現役世帯	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	12.6	13.1	10.6
大人が一人	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	50.8	48.3	44.5
大人が二人以上	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	10.7	11.2	8.6

出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」(R4)

注：1) 貧困率は OECD の作成基準に基づいて算出している。

2) 大人とは 18 歳以上の者、子どもは 17 歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が 18 歳以上 65 歳未満の世帯をいう。

3) 等価可処分所得金額不詳の世帯は除く

4) 1994(平成 6)年の数値は、兵庫県を除いたものである。

5) 2015(平成 27)年の数値は、熊本県を除いたものである。

6) 2018(平成 30)年の「新基準」は、2015 年に改定された OECD の所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。

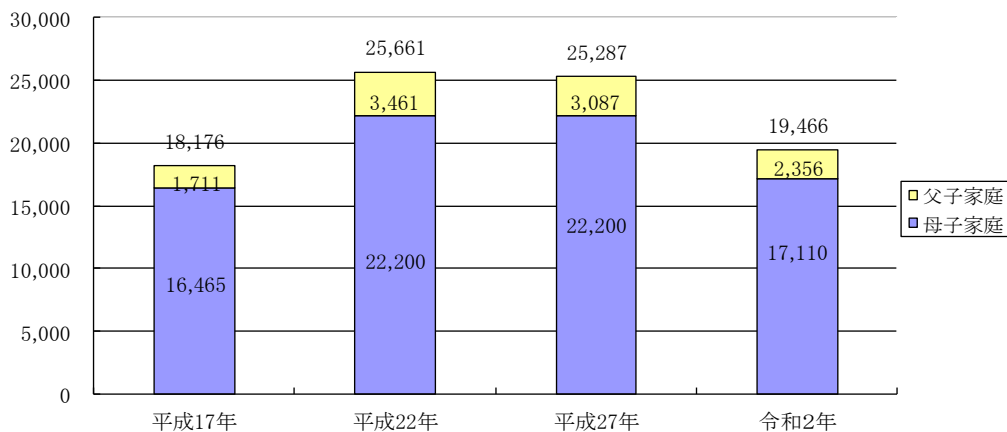
7) 2021(令和 3)年からは、新基準の数値である。

○ ひとり親家庭の状況

2010（平成 22）年をピークに減少傾向にあるものの、2005（平成 17）年時に比べ 7%多い状況となっています。

ひとり親家庭の推移

（単位：世帯）



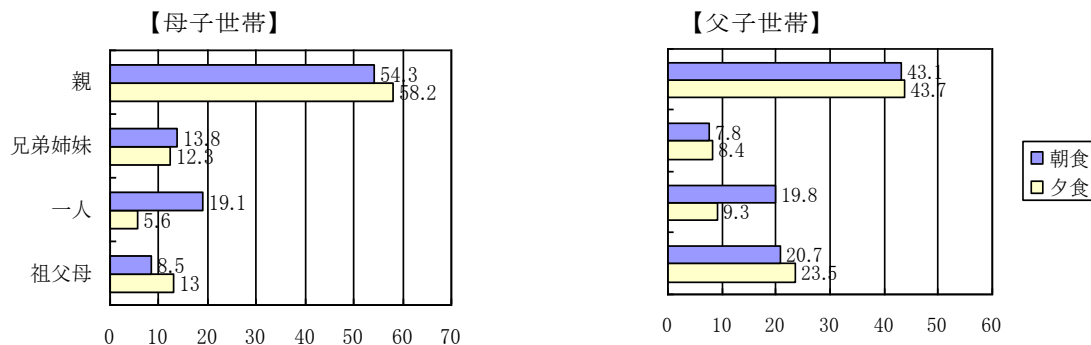
※京都市含む
出典：国勢調査

○ 子どもの食事環境について

ひとり親家庭のうち、子どもだけ（一人及び兄弟姉妹）で食事をしている割合は朝食で約3割、夕食で2割近くとなっており、このうち末子が小中学生の家庭では、約25人に1人が夕食を一人ですべて食べています。

食事は、親と子どもとのコミュニケーションの場として重要な時間であり、孤食で過ごすことは、子どもの健全な育成に影響を及ぼす可能性が懸念されます。

子どもと一緒に食事をとる相手（複数回答）（単位：％）



出典：令和3年度京都府母子・父子世帯実態調査結果報告書

【課題】

相対的貧困にある子どもは、学習などで不利な状況に陥りやすく、貧困から抜け出すことが難しい傾向にあるため、学習支援や居場所づくりなど身近な地域での支援が重要です。また、親の支援と合わせ、子どものライフステージに応じて地域や関係機関が連携した支援を進めることが求められています。

(4) 生活困窮者等の状況と課題

○ 新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮者への支援

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による休業や失業等により収入が減少した世帯を支援するため、2020（令和2）年3月から2022（令和4）年9月まで京都府社会福祉協議会による生活福祉資金制度の緊急小口資金等の特例貸付が実施されました。

また、生活福祉資金を借り終えた世帯に対しては、就労による自立や生活保護の受給に適切につなげるため、2021（令和3）年7月から2022（令和4）年12月まで生活困窮者自立支援金が支給されました。

貸付状況

	件数	金額
緊急小口	39,713件	約76.1億円
総合（初回）	33,718件	約177.7億円
総合（延長）	18,403件	約97.6億円
総合（再貸付）	23,276件	約124.2億円
計	115,110件	約475.6億円

注：申請件数には申請取り下げ等を含む

償還免除の状況(R5.5末現在)

	申請対象 (R5.1 償還開始)		免除申請		免除決定	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
緊急小口	37,251 件	約 71 億円	18,273 件	約 35.2 億円	16,584 件	約 32 億円
総合 (初回)	31,694 件	約 167 億円	16,278 件	約 86.9 億円	14,797 件	約 79.3 億円
計	68,945 件	約 238 億円	34,551 件	約 122.1 億円	31,381 件	約 111.3 億円

【課題】

償還が困難な借受人に対して、社会福祉協議会と保健所、福祉事務所などが連携し、生活・就労の両面から丁寧な支援が求められています。

○ 生活困窮者自立支援制度における支援状況

社会経済情勢の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人が増加しています。生活困窮者の早期発見や包括的な支援につなげるため、2015（平成 27）年に生活困窮者自立支援法が施行され、各自治体で取組が進められています。

コロナ禍の影響により、相談者が急増した 2020～2021 年度に比べ、2022（令和 4）年度は、相談者は減少傾向にあります。物価高騰が続く中、引き続き、きめ細やかな支援が必要です。

生活困窮者自立支援制度における支援状況

(単位：人・件)

	新規相談 受付件数	プラン作成 件数	就労支援 対象者数	就労者	増収者
2015 (H27)	3,238	1,067	533	368	60
2016 (H28)	2,695	1,028	441	378	36
2017 (H29)	2,612	928	374	342	39
2018 (H30)	2,553	824	294	271	66
2019 (R1)	2,647	882	353	232	68
2020 (R2)	9,941	3,231	1,865	266	220
2021 (R3)	8,075	4,579	2,894	329	683
2022 (R4)	6,342	2,036	1,095	204	414

出典：厚生労働省報告（京都市を含む）

○ 生活保護の受給状況

近年、被保護世帯数は、2016（平成 28）年度をピークに減少傾向にあり、人口に占める割合を示す保護率も低下傾向がうかがえます。その中で保護世帯数に占める高齢者世帯の割合が年々増加しており、2016（平成 28）年度から 2021（令和 3）年度で 3.8 ポイント増加しています。

生活保護世帯数・人員の推移

年度	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
世帯数 (府内総計) (世帯)	(a) 43,358	43,156	42,831	42,445	42,143	41,923
高齢者世帯数 (世帯)	(b) 20,850	21,374	21,656	21,783	21,770	21,749
高齢者世帯構成比 (%)	(b/a) 48.1	49.5	50.6	51.3	51.7	51.9
人員 (府内総計) (人)	60,497	59,342	58,131	61,506	55,743	54,724
保護率 (‰)	23.2	22.8	22.4	22.0	21.6	21.4

出典：福祉行政報告例（京都市を含む）

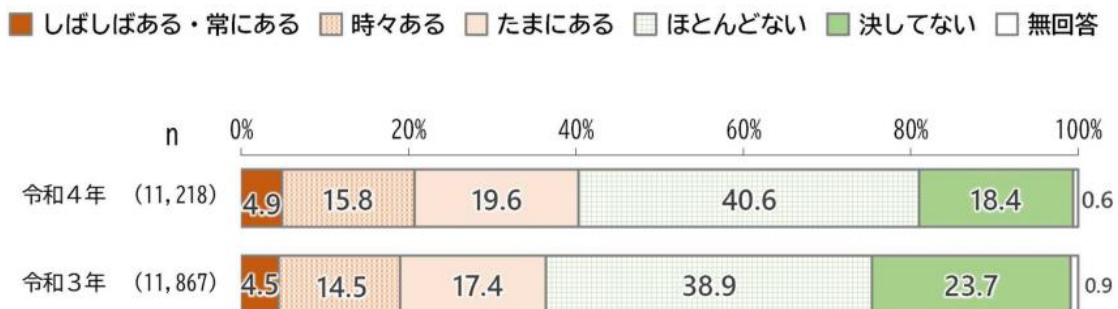
【課題】

生活困窮者等の支援が必要な世帯を地域で早期に把握し、各種支援施策に結び付けていくことが求められています。

(5) その他

○ 孤独・孤立

2022（令和4）年度に内閣官房孤独・孤立対策担当室が実施した調査によると、「孤独の状況」について、孤独感が「しばしばある・常にある」、「時々ある」、「たまにある」と回答した方の合計は約4割となっています。



注：「人々のつながりに関する基礎調査（令和4年）」による

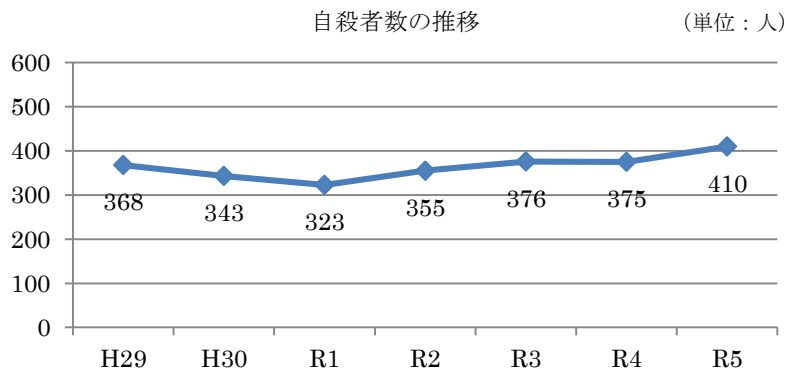
【課題】

少子高齢化や核家族化の進行とともに、コロナ禍で人と人とのつながりが希薄となっており、孤独・孤立の深刻さが懸念されます。

孤立・孤独を防ぎ、誰もが安心して暮らせる社会を実現するため、互いに支え合い、つながり合える地域づくりと、一人ひとりの状況に応じた相談支援体制の充実が求められています。

○ 自殺者の状況

府内の2023（令和5）年の自殺者数は410人（暫定値）であり、依然として深刻な状況が続いています。



注：厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」による

○ ひきこもり状態にある方の状況

2022（令和4）年に内閣府が調査した結果によると、全国の15～64歳のうち、ひきこもり状態にある方は約146万人であり、現在の状況になったきっかけとしては、「退職したこと」が最も多く、「新型コロナウイルス感染症が流行したこと」も2割程度となっています。内閣府調査の全国推計数を基に、京都府の人口ベースで算出（全国人口の2%）すると、京都府のひきこもり状態にある方は約2万9千人と推計されます。

なお、国の調査とは別に、府が2017（平成29）年に民生児童委員や民間支援団体の協力により実施した訪問調査等によると、1,134人のひきこもり状態にある方を把握しました。

【課題】

深刻な悩みを持つ方やひきこもり状態にある方の支援には、地域の見守りと合わせて、専門的な支援機関との連携が求められます。また、社会的つながりが少ないことや身体的・精神的疾患、家庭の不和、生活困窮など複合的な悩みを抱えていることが考えられるため、市町村や民間の支援団体など身近な地域で支援を受けることができるよう地域ネットワークづくりが重要です。

3 地域福祉の担い手の状況

○ 民生委員・児童委員

地域の担い手が不足する中、民生委員・児童委員の充足率は、年々低下しています。

京都府(京都市除く)の民生委員の状況

(単位：人)

一斉改選年度	2001 (H13)	2004 (H16)	2007 (H19)	2010 (H22)	2013 (H25)	2016 (H28)	2019 (R1)	2022 (R4)	
定数	区域担当	2,438	2,459 (2,436)	2,472	2,510	2,550	2,596	2,620	2,629
	主任児童委員	227	235 (233)	245	249	250	250	250	250
	計	2,665	2,694 (2,669)	2,717	2,759	2,800	2,846	2,870	2,879
委嘱数	2,665	2,694	2,711	2,738	2,773	2,797	2,774	2,754	
充足率	99.9%	99.9%	99.8%	99.1%	99.0%	98.3%	96.7%	95.7%	

注：H16の（ ）はH17に京北町が京都市に編入されたことによる減少

出典：府地域福祉推進課

○ ボランティア

コロナ禍の影響もあり、ボランティア活動は減少傾向にあります。

京都府(京都市除く)のボランティア人数の推移

(単位：人)

	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
人数	42,602	40,152	38,731	34,761	35,452

※府社協及び市町村社協のボランティア保険加入人数による。

資料提供：京都府社会福祉協議会

【課題】

地域における福祉の担い手である民生委員・児童委員をはじめとする地域福祉の担い手に不足が生じないよう人材の育成が必要であり、地域福祉活動への理解を深めるための啓発を行っていくことが重要です。また、新たに地域福祉に興味を持ってもらえるような仕組みや継続して活動を続けられるような仕組みづくりが求められています。

第3章 地域福祉を進める上での基本理念及び取組の方向性

第2章で挙げた多くの課題に対応するために、京都府では次の基本理念を定め、それに基づき以下の取組を推進していきます。

1 基本理念

年齢や障害のあるなしにかかわらず、個人の尊厳を守りながら、一人ひとりが地域社会の一翼を担い、互いに支え合い、希望を実現できる地域共生社会の確立を目指します。

2 取組の方向性

京都府が目指す「地域共生社会」とはどのような社会か。

それは、年齢、性別、国籍、障害の有無、社会的出身、経済状況等にかかわらず、誰もが地域社会の一員として、互いに支え合い助け合いながら、日常生活はもとより、地域社会で営まれる経済や文化等の様々な活動に参加でき、いきいきと自立した生活を送ることができる社会です。

京都には、祇園祭、五山送り火をはじめ、各地で文化的又は民俗的な行催事が長年伝承されてきました。地蔵盆のように、町内単位で子どもたちを囲む、温かみのある習俗も受け継がれています。これら京都府内各地の多様な地域文化や文化行事は、その地域に暮らす人々の心をつなぐとともに、コミュニティの絆を強め、深めていくために重要な意味を持っています。

こうした京都の強みを活かし、「地域共生社会」を実現していく必要があります。

〔地域福祉を取り巻く状況の変化〕

しかしながら、少子・高齢化や人口減少が進み、単身世帯が増加する中、地域住民が抱える課題は多様化・複合化しており、地域福祉を取り巻く環境はたいへん厳しい状況にあります。

約3年にわたったコロナ禍により、様々な活動や交流等が制限される中、人と人とのつながりの希薄化、地域の担い手不足が進んでおり、これまで地域社会が担ってきた、支え合いや助け合いなどの機能が徐々に弱まってきています。加えて、孤独・孤立を感じる人が増えるなど、地域福祉を取り巻く課題が一層顕在化しています。

SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を活用した交流やテレワークの普及など、新たな生活様式が広がる一方、地域では、これまで続けてきた行事やお祭りなどが中止を余儀なくされ、再開に至っていないなど、大きな岐路に立たされています。

このように、歴史的とも言える社会の大きな転換点を迎える中で、基本理念に掲げる「地域共生社会」を実現していくためには、今一度、京都の強みである「人と人との絆やつながり」の大切さを再認識し、住民、地域、行政がともに連携し、困難な状況に立ち向かっていくことが必要です。

また、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことが求められます。

〔京都府の取組〕

こうした状況を踏まえ、第3次計画における施策をさらに充実するため、個々の福祉課題（子育て、介護、障害、生活困窮、ひきこもりなど）に対し、関係計画に基づき、施策を推進するとともに、それらの福祉課題に横串を刺して包括的に支援を行う体制を整備します。また、こうした様々な福祉課題への地域の担い手確保を推進するとともに、災害時にも強い地域福祉を推進します。

具体的には、本計画では、次の4つの項目について重点的に取り組むこととします。

1 地域における包括的な支援体制の整備

地域住民の複雑化・複合化した生活課題や既存制度では解決が困難な課題に対応するため、2021（令和3）年4月に創設された「重層的支援体制整備事業」等を活用しながら、府内市町村における包括的な相談支援体制の整備を進めます。

また、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業を推進し、支援が必要な方の福祉サービスの利用をサポートします。

2 様々な地域福祉課題に対する取組

子育てや介護、障害、生活困窮、ひきこもりなど、様々な課題や生きづらさを抱えた方々に寄り添い、関係機関が相互に連携して支援できるよう、個々の福祉課題毎の関連計画や具体的な施策について記載します。

3 地域福祉を支える担い手の確保・育成

地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、ともに連携して取り組んでいくことができるよう、幅広い世代に対する福祉教育や情報発信に取り組むとともに、民生児童委員やNPO・ボランティア、介護従事者などの担い手確保を推進します。

4 災害時にも強い地域福祉の推進

近年、地震や台風、豪雨など、大規模な災害が頻発する中、支援が必要な人が確実に避難できるよう、市町村における個別避難計画の作成等を推進します。また、社会福祉施設における業務継続計画（BCP）の策定を支援します。

〔福祉の枠を超えた、幅広い施策との連携〕

また、「人と人との絆やつながり」を再生し、地域の様々な活動を活性化していくためには、従来の福祉の枠を超えて、まちづくりの視点から、多様な主体を巻き込んでいくことが求められます。

2023（令和5）年3月に改定した「京都府総合計画」に基づき、地域間や世代間の交流をさらに加速し、関係人口（地域や地域の人々と多様に関わる人々）を増やしていくなど、今後、幅広い施策との連携を推進していきます。

第4章 府の施策

1 地域における包括的な支援体制の整備

【この項目のポイント】

- ・地域福祉を推進するための基盤の整備
- ・重層的支援体制整備事業の創設
- ・「絆ネット」の基盤を活かした地域づくり
- ・成年後見制度や福祉サービス利用援助事業の推進

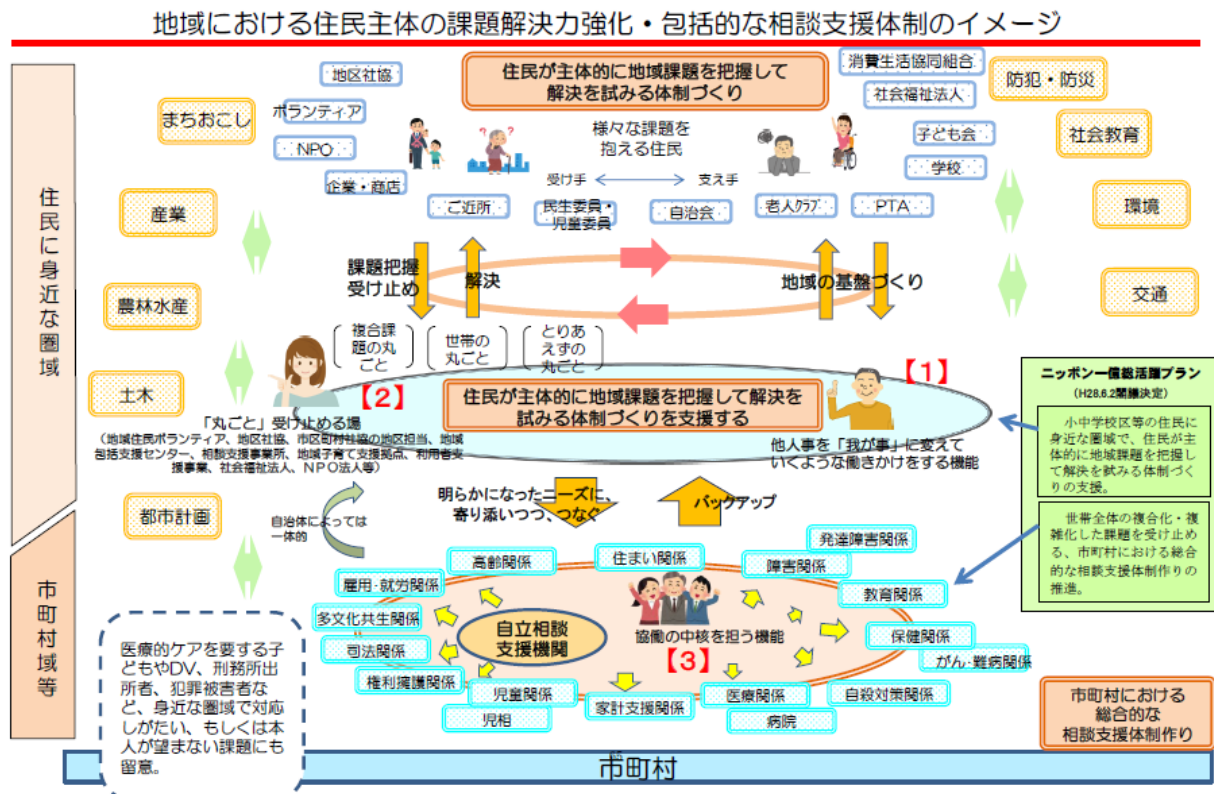
(1) 様々な課題を包括的に相談・支援できる仕組みの推進

現状・課題

〔地域福祉を推進するための基盤の整備〕

ダブルケアや8050問題など、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、これまでの属性別・対象者別の支援体制では対応が困難となっています。

このため、2018（平成30）年4月に改正された社会福祉法において、地域共生社会の実現に向けて、地域住民が主体となって様々な分野にわたる地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関との連携により、その解決を図るため「市町村における包括的な支援体制」の整備が努力義務化されました。

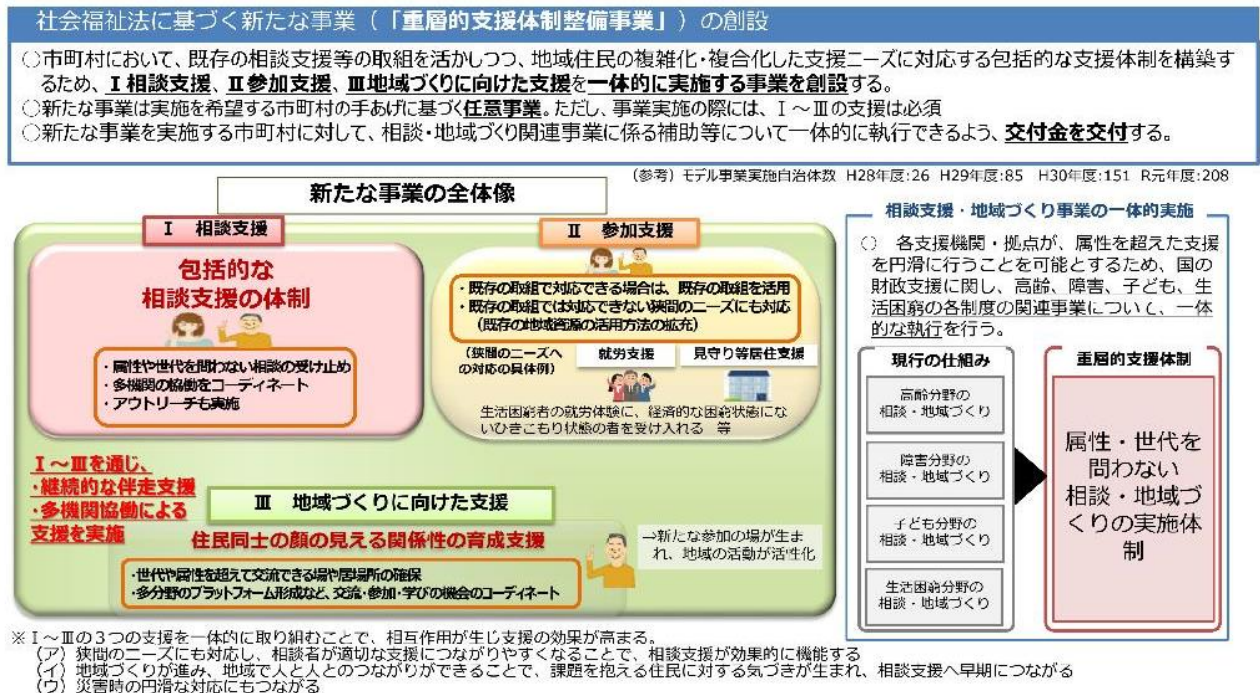


社会福祉法改正による市町村における包括的な支援の仕組みイメージ(厚生労働省)

〔重層的支援体制整備事業の創設〕

また、市町村が既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築できるよう、社会福祉法が改正され、2021（令和3）年4月に「重層的支援体制整備事業」が創設されています。

重層的支援体制整備事業では、「包括的な相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」に関する事業を一体的に実施するとともに、既存の支援体制の機能や専門性を活かし、相互にチームとして連携を強めながら、市町村全体の支援体制を構築することとされています。



重層的支援体制整備事業(出典:厚生労働省説明資料)

市町村においては、「重層的支援体制整備事業」等を活用しながら、複雑・複合化した課題や制度の狭間にあり、既存制度では解決が困難な課題に対して、行政や市町村社協、自立支援機関等が中核となり、分野横断的なネットワークを構築し、包括的な支援体制を構築することが求められます。

〔「絆ネット」の基盤を活かした地域づくり〕

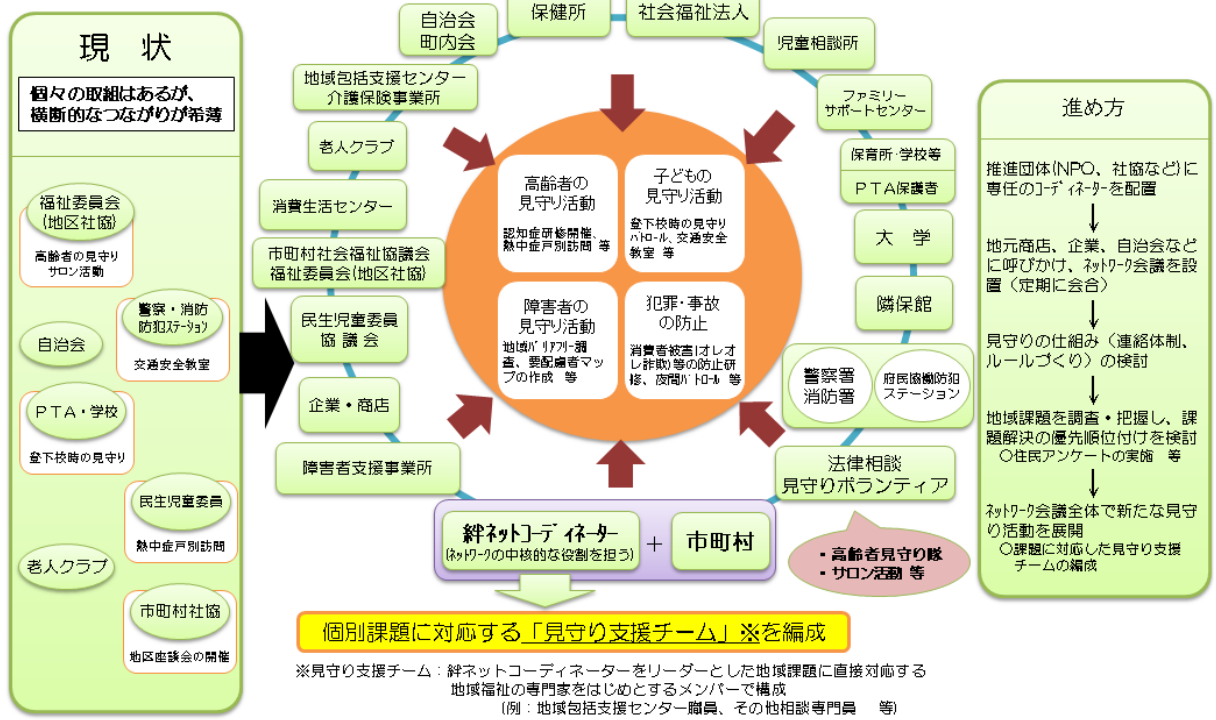
京都府では、地域全体での見守り体制の構築に向け、新たな見守り活動の展開や既存の活動の連携強化を図るため、2014（平成26）年度から「絆ネット」事業を市町村で取り組むよう進めてきたところです。

市町村における重層的支援体制整備事業の実施に当たっても、これまで取り組んできた「絆ネット」等の見守りネットワークの基盤を活かし、世代や属性を超えた地域づくりを進めることが必要です。

また、その際、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える課題（介護、保健医療、住まい、就労、教育等）や福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立、人権問題などの各般の課題を把握し、福祉分野だけでなく、多様な関係機関との連携により、その解決を図ることが必要です。

絆ネットのイメージ

～地域で地域を見守るシステムの構築～



※見守り支援チーム：絆ネットコーディネーターをリーダーとした地域課題に直接対応する地域福祉の専門家をはじめとするメンバーで構成
(例：地域包括支援センター職員、その他相談専門員 等)

取組の方向性

- これまで取り組んできた「絆ネット」等の見守りネットワークの基盤を活かし、地域の実情に即した包括的な支援体制の構築や重層的支援体制整備事業の活用が進むよう、市町村職員に対する研修会の開催や府内外の先進事例の提供、必要な助言等の後方支援を実施します。
- 見守り等の支え合い・助け合い活動が促進されるよう、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)やボランティアコーディネーターなど地域福祉を推進する人材育成、配置の促進を図るとともに、情報提供、ネットワークづくりを支援します。
- 地域の見守りネットワークの推進に取り組む、京都市町村社会福祉協議会連合会の活動を支援します。
- また、地域の取組を支援するため、福祉分野に加え、多様な機関（医療機関、学校、教育委員会、警察、法務局、人権擁護委員、民間団体、公共職業安定所等）と連携した支援体制の構築を推進します。

具体的な施策

- ・ 重層的支援体制整備事業
- ・ 重層的支援体制構築市町村後方支援事業
- ・ 社会福祉協議会育成事業
- ・ 見守り地域づくり事業 等

取組事例

地域での包括的な支援の取組

長岡京市



長岡京市では、「とりこぼさない支援体制整備事業」と称し令和5年度から重層的支援体制整備事業を本格実施しています。

社会福祉士、保健師、教職経験者の専門職を配置し、複雑・複合化した支援ニーズに対し、分野を超えた関係機関と地域住民等との連携・協働を強化し対応しています。

また、多様なニーズに対し地域での受け止める力を高めていくため、市、社会福祉協議会、NPO法人等の官民連携により、「とりこぼさない支援を考えるプラットフォーム」の取組を行っています。

このプラットフォームでは福祉分野の専門職だけでなく、地域の多様な支援者や活動団体が制度の枠組みを超えて出会い、交流し、アイデアを出し合うことにより、制度・支援の狭間を埋める新たな支援の創出につなげることを目指しています。

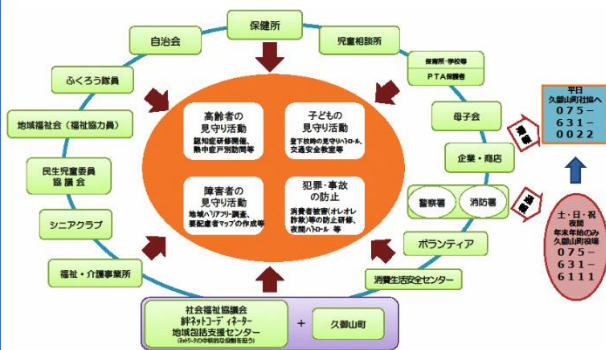
精華町



精華町社協では、行政や各相談・支援機関が一堂に集まり、協働した支援体制構築のため絆ネットワーク会議を開催しています。

また、社協内部でも対応が困難な状況にある複合化・複雑化した課題について、絆ネットコーディネーターを中心に社協全体で課題を受け止め、解決に向けた支援チーム構成を行っています。

久御山町



久御山町社協では、地域福祉協力員や民生児童委員協議会、地域で見守り活動に携わっている住民「ふくろう隊」に加え、137社の見守り協力事業所などから構成される地域見守りネットワークを構築しています。

地域住民や協力事業所から気になる方の連絡や相談を受けたときには地域包括支援センターや役場の担当課、民生児童委員と

連携をし、訪問や関係各所に連絡を行うなど、早期に対応を行っています。

年1回協力事業所や見守りに携わっている地域住民を対象に、ネットワーク研修会を行い、地域住民の見守りの意識の向上につなげています。

向日市

向日市社協では、2023（令和5）年度から向日市民生児童委員連絡協議会との共催により、市内在住の75歳以上の一人暮らしの方で、希望する方を対象に、「命を守る防災ボトル配布事業」に取り組んでいます。高齢者が地域で安心して暮らせるように、声を掛けあい、高齢者の見守り活動の強化と防災意識の向上を図っていきます。

NPO亀岡人権交流センター



NPO亀岡人権交流センターでは、社会福祉施設である隣保館を拠点に、産前・産後の親子から高齢者までの多世代連携型の居場所づくり事業と総合相談活動を行っています。親と子どもの居場所「エンジェルホーム」では、子どもの放課後や親子の地域での生活を支える学習支援や、夕食の提供をしています。また、虐待、DVなど深刻な家庭課題から犯罪に巻き込まれがちな青少年のための立ち直り支援や、女性や子どものための24時間対応可能な一時避難スペースを運営しています。

“待つ支援から出向く支援”、“支援からギフトへ”を合言葉に、府立高校へ出向いての校内居場所カフェや、子どもや若者の困りごとに対応するSNSを活用した相談事業として「京都らいん相談@OMAMORI」を運営しています。その他、京都府こどもの居場所におけるヤングケアラー支援事業、介護予防拠点活動支援事業、ウクライナ交流センターひまわりと連携し、避難民の方々の心のケア活動を実施するとともに、公的な施設等を退所した孤立しがちな親子や若者を、地域社会で継続的に見守り支え合える活動等を実施しています。

(2) 成年後見制度や福祉サービス利用援助事業の推進

現状・課題

- 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（2016年5月）が施行され、都道府県は、市町村が講じる措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、後見人となる人材の育成、必要な助言、その他の援助を行うよう努めるものとされています。
- 「第二期成年後見制度利用促進基本計画」において、都道府県は、市町村単位では解決が困難な広域的な課題に対する都道府県自らの取組、国との連携確保など、市町村では担えない地域連携ネットワークづくりの役割を主導的に果たすことが求められています。
- 認知症や障害等により日常生活のサポートが必要な方が、様々な福祉サービスを安心して利用できるよう、京都府社会福祉協議会において、「地域福祉権利擁護事業」（福祉サービスに関する情報提供・助言、利用手続、利用料支払いの援助、日常的な金銭管理等）を実施しており、判断能力に不安のある方の意思決定支援や地域における日常生活を支援する役割を果たしています。
- 認知症の方や療育手帳、精神障害者手帳の所持者数等の増加や単身世帯の増加に伴う権利擁護支援ニーズ（空き家処分、死後事務委任）の多様化、担い手不足や専門職の地域偏在等が課題となっています。

取組の方向性

- 家庭裁判所、市町村、専門職団体等の関係団体と連携し、成年後見制度の正しい知識の周知を図り制度の適切な利用を促進するとともに、市町村の成年後見制度利用促進に係る体制整備の取組を支援します。
- 法人後見の取組や市民後見人の養成等を促進するため、市町村職員を対象とする先進事例等の勉強会を開催するとともに、市町村が行う成年後見制度利用支援事業や成年後見制度法人後見支援事業を支援します。
- 認知症の方や障害のある人が、安心して地域で自立した生活が送れるよう、京都府社会福祉協議会が実施する「地域福祉権利擁護事業」の取組を支援します。
- 権利擁護支援の需要の増加に対応するとともに、利用者の状況に合わせた切れ目ない支援ができるよう、地域福祉権利擁護事業に加えて、法人後見体制の構築や多様な権利擁護支援ニーズ（身元保証、居住支援、死後事務委任）への対応など、総合的な仕組みづくりを推進します。

具体的な施策等

- 「京都府障害者・障害児総合計画」等に基づき各種施策を推進します。

【関連施策の例】

- ・福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業に対する支援）
- ・持続可能な権利擁護支援モデル事業
- ・京都府権利擁護支援センター運営事業

2 様々な地域福祉課題に対する取組

【この項目のポイント】

- ・子どもが心身ともに健やかに成長できる地域づくり
- ・高齢者が安心して暮らせる地域づくり
- ・障害のある人もない人も安心して暮らせる地域づくり
- ・ユニバーサルデザインの推進（人にやさしいまちづくり）
- ・困難な問題を抱える女性に対する支援
- ・生活に困窮されている方への支援
- ・住宅の確保が困難な方への支援
- ・様々な生きづらさを抱える方への支援
- ・自殺対策の推進

少子・高齢化や人口減少が進み、単身世帯が増加する中、地域住民が抱える課題は多様化・複合化しており、ヤングケアラーなどの課題も顕在化しています。

子育て家庭や高齢者、障害のある人、生活に困窮されている方、ひきこもり状態にある方など、様々な課題や生きづらさを抱えた方々の事情に寄り添い、関係機関が相互に連携して支援に取り組んでいく必要があります。

(1) 子どもが心身ともに健やかに成長できる地域づくり

現状・課題

- 地域のつながりの希薄化、少子化による子ども同士の育ち合い・学び合いの機会の減少等により、「子どもが地域コミュニティの中で育つ」ことが困難になっています。
- 全ての子どもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや社会で生き抜く力を得る糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができる環境を整備することが重要です。
- 全ての子どもが親の経済状況などの生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望をもって成長していける社会づくりが進むよう、困難な状態にある子どもについては、孤食や学習の遅れなどの課題に対し、地域での子どもの見守りや学習支援が必要です。
- ヤングケアラーは、本人等に自覚がないことも多く、問題が顕在化しにくい傾向があることから、当事者や社会全体への周知・広報を行い、認知度の向上を図っていくことが重要です。また、ヤングケアラーの家族は複合的な課題を抱えやすいという特徴もあることから、多機関・多職種連携による支援が必要となっています。
- 児童虐待相談受理件数については、2018（平成 30）年度以降、2,000 件を超えて推移しており、2021（令和 3）年度には 2,576 件と過去最多となったことから、虐待の未然防止、早期発見、早期対応等の取組を進める必要があります。

取組の方向性

- こどもの城事業を通じ、府内全域で、全ての子どもが地域コミュニティの中で健やかに成長できる多様な居場所を整備します。
- 様々な課題を抱える中学生等に対し、地域住民の協力による学習支援を行う「地域未来塾」を支援します。
- 地域の民間団体と協働し、非行等の課題を抱える少年の悩み相談や学習支援・体験活動等を行う「居場所」（ユース・コミュニティ）を設置・運営し、非行・再非行の防止を図ります。
- 「ダブルケア」を行う人を支援するため、地域包括支援センター、こども家庭センター等の職員に対し、相談体制構築に向けた支援を実施するとともに、交流や情報交換・提供の場の運営支援のため、ピア・サポーター（ダブルケア経験者）派遣の取組を進めます。
- ヤングケアラーの認知度向上のため、当事者や社会全体への周知・広報を進めます。
- ヤングケアラー総合支援センターに配置したコーディネーターを中心に、相談から適切な支援につなげるとともに、ネットワーク会議の開催等により、支援体制の整備を進めます。
- 児童虐待の未然防止のため、市町村の「子育て世代包括支援センター」や「子ども家庭総合支援拠点」等の一体化を推進し、妊娠期から出産後まで各段階に応じた切れ目のない支援を強化するとともに、地理的条件や交通事情、人口動向等を踏まえ、一時保護を含む児童相談所の機能を適切に発揮できる相談支援体制の確保や、関係機関との更なる情報共有を進めます。

具体的な施策

- 「京都府子ども・子育て応援プラン」、「京都府子どもの貧困対策推進計画」に基づき各種施策を推進します。

【関連施策の例】

- ・きょうと子ども食堂開設・運営支援事業
- ・ひとり親家庭等のこどもの居場所づくり事業
- ・非行少年等立ち直り支援事業
- ・ヤングケアラー支援体制強化事業
- ・児童虐待総合対策事業 等

取組事例

こどもの城事業 ～きょうと子ども食堂開設・運営支援事業



京都府では、様々な課題（生活困窮世帯・ひとり親家庭等）を抱える子どもとその保護者を広く受け入れ、子どもが将来の希望や夢を持つきっかけとなる場をつくるため、食事や相談等を通じて、居場所やその他の福祉施策に繋ぐ入口となる「きょうと子ども食堂」の開設及び運営をされる民間の団体の取組を支援しています。

ひとり親家庭のこどもの居場所づくり事業



NPO法人あかしやふれあいネットワークでは、京都市中京いきいき市民活動センターにおいて、ひとり親家庭の悩みや不安を持つ小学生の子どもと保護者のそれぞれが、家庭的な雰囲気の中で交流し集うことができるこどもの居場所づくり事業を実施しています。

子どもと大人が一緒になって夕食の調理や食事をしたり、銭湯に行くなどの体験を通じて生活習慣の確立を図るとともに、学生ボランティアによる宿題や問題集を使った学習支援や図書館での読書体験などの学習習慣の定着を図るための取組を実施しています。

また、学年にかかわらず年長者が年少者の面倒を自然と見られるような環境づくりを行い、宿泊体験や大学等への社会見学といった社会性・協調性を身につけるための様々な活動を実施するなど、子どもたちの健やかな成長を支援しています。

地域未来塾

地域の大学生や元教員等の地域住民の協力の下、週1～2回1時間程度、学校や地域の公民館等を利用し、学習支援を行っています。地域の方と子どもが関わり、学校教員ではない身近な大人から励ましや認められることによって、子どもの自己肯定感や学習意欲の向上につながっています。

(2) 高齢者が安心して暮らせる地域づくり

現状・課題

- 2040（令和22）年の75歳以上の高齢者は約46万人と、総人口（約224万人）の2割を超え、要介護認定者や認知症高齢者も増加すると見込まれています。また、高齢者単身世帯は約20万世帯と、高齢者世帯の4割を超える見込みであり、介護が必要となっても地域で暮らし続けられるよう、地域包括ケア推進の取組が必要です。
- 今後の高齢者の増加や地域包括ケアの充実に向けて、介護人材の確保のため、きめ細かい就職支援や福祉職場の魅力を向上させることが必要です。
- 高齢化の進展や高齢者のみ世帯の増加が見込まれることから、高齢者等の消費者被害を未然に防止するため、地域の多様な主体と連携した見守り体制（消費者安全確保地域協議会）を構築し、地域での見守りの強化を図ることが重要です。

取組の方向性

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・福祉の連携による地域包括ケア体制を強化します。
- 地域の実情に応じた自立支援・重度化防止に積極的に取り組めるよう市町村を支援します。
- 介護・福祉人材の確保、育成、定着支援の取組を展開します。
- 地域全体で、消費生活上、特に配慮を要する消費者（高齢者、障がい者等）の見守り等の必要な取組を行うため、市町村における消費者安全確保地域協議会の設置準備等を支援します。
- 京都府警察や市町村と連携して、高齢者等に通話録音装置を貸し出し、防犯機能付き電話の普及を図ります。

具体的な施策

- 「京都府高齢者健康福祉計画」、「京都府安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画」等に基づき各種施策を推進します。

【関連施策の例】

- ・ 京都地域包括ケア推進機構における各種プロジェクトの推進
- ・ 介護関連データの活用や評価指標の設定によるPDCAサイクルに沿った市町村支援
- ・ 京都府介護・福祉人材確保総合事業
- ・ 消費者あんしんサポート事業 等

(3) 障害のある人もない人も安心して暮らせる地域づくり

現状・課題

- 近年、府内の身体障害者手帳の所持者は減少傾向ですが、療育手帳・精神保健福祉手帳の所持者数は年々増加しています。

- 福祉施設から地域生活へ移行している方の数は年間 20 から 30 人です。ここ数年の障害者雇用率や民間企業の雇用障害者数は増加しており、障害のある人の生活支援や就労支援が重要です。
- 「京都とっておきの芸術祭」等の芸術活動には約 4,000 人が、「全京都障害者スポーツ大会」等のスポーツ大会には約 8,500 人が毎年参加していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止による大会の中止や外出控え等の影響により参加者が減少していることから、それぞれの能力に応じて活躍できる機会を設けることが必要です。
- 障害のある人もない人も互いに支え合う共生社会を目指し、地域の福祉関係者と連携して、障害のある人等からの相談へ対応するとともに、相談事例を多数掲載した事例集を活用し、事業者の合理的配慮の提供の義務化の周知を含めた啓発活動を進めています。

取組の方向性

- 障害のある人が地域で安心して生活できるよう、医療・福祉サービス体制や障害のある人が地域で自立して安心して暮らせるよう、福祉的就労における工賃の向上、就労準備から企業とのマッチングなど、行政、福祉事業所、企業、学校、NPO などが連携した支援体制を充実します。
- 障害のある人が、文化芸術・スポーツ分野で活躍できる機会や、地域で障害のある人もない人も一緒になって活動・交流できる場を創出します。
- 障害のある人が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障害のある人に配慮したサービスの提供等の取組を通じて情報アクセシビリティの向上を推進します。
あわせて、障害のある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成やサービスの利用の促進等の取組を通じて意思疎通支援の充実を図ります。

具体的な施策

- 「京都府障害者・障害児総合計画」に基づき各種施策を推進します。

【関連施策の例】

- ・ 障害者就労支援事業
- ・ 障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり推進事業等

取組事例

ヘルプマーク



ヘルプマークは、難病や内部障害の方、義足や人工関節を使用している方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助が得やすくなるよう作成されたマークです。

京都式農福連携事業



農福連携を軸に、障害者の就労促進や居場所を創造するとともに、障害者をはじめ地域の多種多世代の人々が地域の「担い手」となる地域共生社会づくりを推進する事業です。

(4) ユニバーサルデザインの推進(人にやさしいまちづくり)

現状・課題

- 「京都府福祉のまちづくり条例」の理念である高齢者・障害のある人・子どもや子育てをしている人が暮らしやすいまちは、すべての府民にとっても暮らしやすいまちであるという考え方のもと、公的な施設や社会福祉施設、交通機関等の環境の整備が進められています。
- 様々な人がお互いを理解し、日常的に交流できるような地域社会づくりを進めるために、ともに支え合うやさしい心のつながりを府民の間につくりあげていくことが求められています。

取組の方向性

- 高齢者や障害のある人等すべての府民が安心して移動や利用、生活ができるように、建築物や道路、公園、鉄道駅舎等の施設の整備を進めます。
- 交通不便地における交通弱者の移動・輸送手段の確保等を推進します。
- 「あったか京都指針」（京都府ユニバーサルデザイン推進指針）に基づき、すべての人が互いに支え合いともに生きる心を大切にする「ユニバーサルデザイン」の考え方の普及啓発に努めます。
- 障害のある人や高齢者の情報通信利用等による社会参加を促進するため、「人にやさしいまちづくり」ホームページにより、すべての人に配慮した情報提供を推進します。

具体的な施策

- 「京都府福祉のまちづくり条例」等に基づき各種施策を推進します。

【関連施策の例】

- ・福祉のまちづくり推進事業
- ・パーキングパーミット推進事業 等

(5) 困難な問題を抱える女性に対する支援

現状・課題

- 女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化している中、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和6年4月施行）が成立し、女性が安心かつ自立して暮らせるよう、民間団体と連携しながら、心身の状況に応じた適切な支援を包括的に提供することが求められています。
- 府内のDV、性暴力被害の2020（令和2）年度相談件数は、DVが3,285件で前年比ほぼ横ばい、性暴力被害は新型コロナウイルス感染症による外出自粛の影響等により、前年比減少の1,162件となっています。被害を未然に防止するための啓発や、被害に対する相談及び自立支援の体制を強化し、被害をより減少させる必要があります。
- 配偶者や恋人などに対するDVやデートDVについて、未然防止のための啓発や被害者の相談、保護など、関係機関の連携した取組が必要です。

取組の方向性

- 支援者の抱える問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その意向を踏まえ、適切な支援が行えるよう相談体制の充実や一時保護体制の強化、一時保護委託の充実を行います。
- デートDVも含め暴力を許さない意識づくりなど、あらゆる世代に応じた啓発を進めるとともに、多様なケースの相談に対応できるよう市町村、DV相談支援センター職員等に対し、より専門的な研修を実施します。
- DV被害者が地域の中で社会的に自立して安心して生活できるよう、民間支援団体を含む関係機関が連携して被害者一人ひとりのニーズに合わせた切れ目ない支援を行います。

具体的な施策

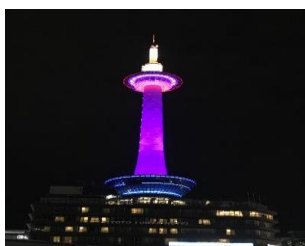
- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する京都府基本計画」、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」に基づき各種施策を推進します。

【関連施策の例】

- ・ドメスティックバイオレンス対策事業

取組事例

ドメスティックバイオレンス(DV)対策事業



DVやデートDVにおける被害や加害への気づきを促すことを目的とした、冊子やチラシ等の作成や啓発講座等、府民向けの啓発活動を実施しています

※パープルリボンキャンペーン（京都タワーライトアップ）

(6) 生活に困窮されている方への支援

現状・課題

- 生活保護世帯数は、2018（平成 30）年度 10,213 世帯から 2021（令和 3）年度 9,895 世帯と減少していますが、高齢の生活保護受給世帯数は、2018（平成 30）年度 5,102 世帯から 2021（令和 3）年度 5,147 世帯と増加しており、経済的な困窮状態に陥らないよう、青壮年期から適切かつ効果的な支援につなげていくことが求められています。
- 生活困窮者が抱える問題は、就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立など様々な課題が複雑に絡み合っています。一人ひとりの状況に応じ、関係機関が連携して包括的かつ早期の支援に取り組むことが求められています。
- コロナ禍において生活福祉資金の特例貸付を利用された方の中には、高齢者や障害のある人、ひとり親家庭など今なお困窮状態が続いており償還が困難な方もおられることから、生活の立て直しに向けた丁寧なフォローアップ支援が求められます。
- これらの課題に対し、各市町村社会福祉協議会では「温ったか京都・寄り添いワーカー」を中心に生活困窮者世帯へのフォローアップ支援に取り組んでいます。

取組の方向性

- 生活困窮者自立支援制度に基づき、自立に向けた相談や家計の改善支援、就労支援を行うとともに、生活困窮世帯のお子さんの学習習慣、進学に向けた支援を行います。
- 保健所や福祉事務所、ハローワーク、社会福祉協議会、自立支援相談機関、社会福祉法人、社会福祉施設、ボランティア団体等が一丸となって地域生活課題への取組を進める体制づくりを推進します。
- 生活福祉資金特例貸付の借受人のうち、生活困窮等により償還が困難な方が早期に生活の立て直しを図れるよう「温ったか京都・寄り添い支援ワーカー」と保健所、福祉事務所等が連携し、生活・就労の両面から支援します。

具体的な施策

- ・生活困窮者自立支援体制サポート事業
- ・生活困窮者就労支援事業
- ・生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業

- ・生活福祉資金貸付事業（相談員設置） 等

(7) 住宅の確保が困難な方への支援

現状・課題

- 高齢者、障害のある人、子育て世帯等の住宅の確保に配慮が必要な方が増加する見込みの中、2017（平成 29）年に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」が改正され、「高齢者や障がい者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅」の登録制度創設や住宅確保要配慮者の入居円滑化に関する措置を柱とした新たな住宅セーフティネット制度が施行されています。
- 生活困窮者自立支援制度において、離職者等で住宅を失う恐れのある困窮者に一定期間家賃相当額を支給する「住居確保給付金」の制度が運用されています。
- 2017（平成 29）年の調査では、宅建業者の斡旋において、高齢者の 43.7%、外国人の 35.6%が入居を断られたという実態があり、公営住宅や公的賃貸住宅に加え、民間賃貸住宅の空き家・空き室も活用し、全ての人々が安心して暮らせる社会の実現に向けた住宅セーフティネットの構築を促進する必要があります。

取組の方向性

- 行政に加え、不動産関係者、福祉関係者などが連携して、民間賃貸住宅における住宅セーフティネットの取組を促進し、高齢者、障害のある人、子育て世帯及び新婚世帯等、住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住宅を確保します。
- 困窮者の生活の土台となる住居を整えるための住居確保給付金の制度を引き続き活用し、生活困窮者の就労・自立につなげます。

具体的な施策

- 「京都府賃貸住宅供給促進計画」、「生活困窮者自立支援法」等に基づき各種施策を推進します。

【関連施策の例】

- ・住居確保給付金支給事業
- ・一時生活支援事業
- ・京都府居住支援協議会の設置 等

(8) 様々な生きづらさを抱える方への支援

現状・課題

- ひきこもり状態にある方に対しては、地域での見守りとともに専門機関による早期支援から、社会参加・自立に向けた一体的な支援が必要です。また、専門機関の支援につながるよう、民生児童委員等による地域での支援が求められています。
- 社会全体のつながりが希薄化している中で、新型コロナウイルスの長期化によって、孤独・孤立の問題がより一層顕在化・深刻化が懸念されており、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる

社会」の実現が求められています。

- アルコールや薬物などの依存症で苦しむ人とその家族が日常生活及び社会生活を営むことができるよう、医療機関、自助グループ等関係機関と連携した地域での支援が求められています。
- 犯罪を行った人等のうち、福祉的な支援が必要な人については適切な支援を受け、安全で安定した生活を確保することが再犯の防止につながることから、地域での生活支援とともに、専門機関との連携が求められています。
- 多くの犯罪被害者や家族が、被害直後のショック状態の中、刑事、司法、福祉、医療等の複雑多岐にわたる手続きに戸惑い、適切な支援につながっていない実態があり、関係機関が一体となって、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、中長期にわたって寄り添い、必要な支援を提供するための仕組みが必要です。

取組の方向性

- 府脱ひきこもり支援センターを中心に市町村や民間支援団体と連携し、ひきこもりの早期把握・早期支援から、社会適応訓練、自立までを一体的に支援します。
- 「切れ目のない相談支援体制の整備」、「見守り・交流の場や居場所の確保」、「官・民・NPO等との連携強化」など、孤立・孤独対策の推進体制の検討を進めます。
- 医療、保健、福祉などの関係機関・団体等と連携し、依存症患者等の早期発見、早期介入に取り組みます。
- 依存症対策に関する医療・保健・福祉活動の充実、相談支援事業の強化、自助グループの活動支援等を行い、依存症の再発防止・回復支援に努めます。
- 犯罪を行った人等のうち、高齢者や障害のある人など医療・福祉の支援を必要とする者に対し、医療・福祉サービス、住居、就労の支援など、地域での安定した生活を可能にするための施策を総合的に推進します。
- 矯正施設等の退所者等のうち、高齢者又は障害により福祉的な支援を必要とする者に対し、「地域生活定着支援センター」において福祉サービス利用に向けた調整などの支援を行い、地域生活への定着を推進します。
- 犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安心して暮らすことができる社会が実現されるよう、犯罪被害者等への経済的支援の充実、支援調整会議を核としたワンストップ支援体制の充実、府民理解の増進等に取り組みます。

具体的な施策

- 「犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」、「依存症等対策推進計画」等に基づき各種施策を推進します。

【関連施策の例】

- ・脱ひきこもり支援推進強化事業
- ・地域生活定着支援事業
- ・再犯防止推進ハンドブックの作成・配布
- ・アルコール等依存症対策総合支援事業 等

取組事例

脱ひきこもり支援センター(ひきこもり相談窓口)



府脱ひきこもり支援センターと、府内民間支援団体とが協働して、ひきこもり状態にある方やご家族をサポートする「チーム絆」を設置しています。「チーム絆」では、専門スタッフが、カウンセリングやグループ活動を通じた支援、社会参加の支援など、個々に応じたサポートをしています。

※グループ活動としてのレクリエーションや社会参加としての農業体験

犯罪被害者等支援ワンストップ調整事業

犯罪被害者に遭われた方やそのご家族が直面している様々な問題に関し、府、市町村、警察、民間支援団体等が一体となって、ワンストップで必要な支援を行うため、支援調整会議を開催するとともに、コーディネーター（社会福祉士等）が犯罪被害者等の状況に応じた個別の支援計画を策定し、途切れることのない中長期的な支援を行います。

(9) 自殺対策の推進

現状・課題

- 自殺を防止するためには、地域や身近な方の見守りや声かけと合わせ、様々な相談機関との連携による支援が重要です。
- 自殺の防止は、心の健康づくりなどの自殺予防から、自殺未遂、自死遺族の対応など、それぞれの段階を捉えて対象者に応じた切れ目のない対策が必要です。
- 若年層の自殺が増加しており、若年層向け自殺教育や若年層と連携した自殺防止に取り組んでいく必要があります。

取組の方向性

- 悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、専門機関等必要な支援につなげ、見守るゲートキーパーの養成を進めます。
- 京都府自殺ストップセンターを運営し、自死・自殺を考えるなど、深刻な心の悩みを抱える方々に対する電話相談を実施します。また、多重債務や労働問題等、相談内容により専門家の対応が必要な場合は、「いのちのサポートチーム」が面接相談に加わり、継続した相談支援を行います。

- 府内の相談・支援機関からなるネットワーク「京のいのち支え隊」による連携、情報共有を進め、より良い相談・支援体制の構築を図る等の活動を通じて、「オール京都」体制での寄り添い支援を進めます。
- 自殺防止相談や自死遺族支援を行う団体等への支援を行います。
- 児童生徒及び教員向けに実施している「SOSの出し方に関する教育」を推進するため、「いのちとこころのコミュニケーション事業」を教育関係機関及び関係団体と連携して進めます。
- 府内大学生が参画する「京都府自死対策カレッジ会議」を開催し、自殺に関する知識を深め各大学内で周知啓発を進めるとともに、3月1日の「京都いのちの日」に学生が中心となって府民にいのちの大切さを呼び掛ける取組を進めます。
- SNS相談等を活用し、若年層が相談しやすい環境の整備を進めます。

具体的な施策

- 「自殺対策推進計画」に基づき各種施策を推進します。

【関連施策の例】

- ・ 京都いのちの日、自殺防止月間等における広報等実施
- ・ ゲートキーパー養成研修
- ・ 自殺防止等支援団体への支援
- ・ 京都府自殺ストップセンターによる相談支援 等

取組事例

京のいのち支え隊



深刻な悩みを抱えた方に対して、府内の行政及び民間の相談・支援機関が連携し、寄り添い支援を図るためのネットワーク組織（平成25年度設置）です。

【事例】

- ・ いのちとこころのコミュニケーション事業
（小中高校生を対象とする自殺予防・対策に関する講座）
- ・ 自殺予防に関する街頭啓発
（自殺予防週間、京都いのちの日など）

京都府自殺ストップセンター



自殺を考えるなど深刻な悩みを抱えた方を対象にした電話相談窓口です。臨床心理士や精神保健福祉士などの専門家が、問題解決に向けて一緒に考えます（相談無料）。

3 地域福祉を支える担い手の確保・育成

【この項目のポイント】

- ・地域における支え合い活動の担い手の確保・育成
- ・介護・福祉従事者や保育人材の確保・定着・育成
- ・積極的な広報啓発と福祉教育の充実

(1) 地域における支え合い活動の担い手の確保・育成

現状・課題

- 地域福祉を推進するため、地域住民や住民組織等のほか、地域において福祉活動を行う者、社会福祉事業を営む者、NPOやボランティアを含む社会福祉に関する活動を行う者がそれぞれの特性を生かしながら、相互の役割を分担し、連携して取り組むことが求められます。
- また、少子・高齢化や働き方の変化、コロナ禍の影響等により、民生委員・児童委員やボランティアなどの担い手不足が進んでいることから、活動内容の広報周知や活動しやすい環境づくりを進めていく必要があります。人口減少や過疎化が進む中、地域がますます疲弊し、担い手確保が困難になることが考えられることから、行政と社会福祉協議会が連携して、地域の様々な主体とともに取組を進めていく必要があります。

● 地域住民

府民一人ひとりが、地域社会を構成する一員として、住民が他人事ではなく、自分のこととして地域のことを認識し、自らが主体となって地域福祉を推進していくことが大切です。

地域の福祉課題に対する府民の関心や共通認識を高め、様々な地域福祉活動や地域社会づくりへの参加を促進するためには、そのきっかけづくりや意識向上の方法を工夫していくことが求められています。

● 住民組織・当事者団体等

地域生活を送る上で、隣近所や自治会（町内会）、女性団体、高齢者団体、消防団、当事者組織など幅広い地域住民・団体のつながりが大切な役割を果たしており、このような地域活動を通して、誰もが気軽に社会福祉に関する活動に参加できるような環境整備を促進していくことが必要です。

また、活動に当たっては、地域の公民館、児童館、隣保館及び社会福祉施設などの既存施設をはじめ、地域の様々な資源（商業施設や空き家、休耕地など）を活用するなど、地域の実情に応じた多様な活動拠点の確保が求められます。

● 社会福祉に関する活動を行う者

民生委員・児童委員、主任児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、こころの健康推進員、ひとり親家庭福祉推進員 等

各種相談員は、地域における住民の最も身近な相談相手であり、課題の発見者として、また、支援者としての役割がますます重要になっています。

それぞれの役割が十分に発揮できるよう各種相談員制度の周知徹底を図るとともに、今日の複雑な福祉ニーズに地域において的確かつ迅速に対応できるよう資質の向上に努めていく必要があります。

また、高齢化や人口減少が進む中、民生委員・児童委員の欠員が増加していることから、広報・啓発や様々な働きかけを通じた担い手の確保とともに、活動しやすい環境づくりを進めていく必要があります。

● 共同募金会及び福祉基金等

共同募金は、地域福祉推進のための多様な活動を支援するとともに、「寄付」を通して、住民相互の助け合いの気持ちを広げ、地域のつながりづくりに資する役割が期待されています。

また、各種の福祉基金や助成により、住民の寄付先は多様化しており、福祉活動団体は活動を安定的に行うために基金等の財源を活用することが求められています。

● 社会福祉法人・福祉サービス事業者

社会福祉法人及び福祉サービス事業者は、その職員や施設等、地域における重要な福祉資源です。施設利用者だけでなく、地域に開かれた福祉サービスの提供者として、地域の福祉ニーズに基づく新たなサービスやプログラムの開発等が求められています。

特に、社会福祉法人については、社会福祉法の改正により地域社会に対する貢献が求められており、地域福祉の推進に積極的に関わっていくことが必要とされています。

● NPO

地域において住民の自主的・主体的な社会貢献組織であるNPOの社会福祉活動が広がっています。住民の多様なニーズに柔軟かつ機敏に対応できる活動が地域住民や多様な団体と連携して、地域の課題解決に取り組めるよう進めていくことが求められています。

● ボランティア

1995（平成7）年の阪神・淡路大震災を契機に、住民の自主的・主体的な社会貢献活動である個人や団体によるボランティアの活動は大きく広がってきましたが、コロナ禍の影響で、様々な活動が中止や延期を余儀なくされました。

住民の多様なニーズに柔軟かつ機敏に対応するためには、今後もボランティア活動は重要であり、自主性を尊重した協働・連携や様々なニーズとのマッチングを通じて、活動しやすい環境を整えることが必要です。また、担い手の裾野を広げていくため、幅広い世代のボランティア活動への関心を高めていくことが求められます。

● 民間企業・商店街

地域での福祉を進めるため、民間企業も担い手の一つとして期待されています。社会貢献活動を行うことは地域の一員である民間企業にとってCSR（企業の社会的責任）を果たすために重要な取組です。近年、社会貢献の一つとして地域福祉活動に対し、積極的に関わる民間企業も増えています。

また、市町村が地域福祉を総合的に推進するため、民間企業が有する多様なノウハウ

ウの活用や、民間企業・商店街と連携した取組が必要となっています。

取組の方向性

- 子どもから高齢者まで幅広い世代に対する福祉教育や多様な福祉体験学習活動を推進します。
- 民生委員・児童委員等各種相談員に対して、人権課題への理解を深め、共生社会を実現するために必要な知識・技能等の研修を行い、資質の向上と相互の連携を進めるとともに、地域ごとの組織の活性化を図ります。
- 民生委員・児童委員の欠員の解消に向けて、活動の認知度を高めていくため、各種広報媒体により制度や活動内容のPRを図るとともに、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりに努めます。
また、2025（令和7）年12月の一斉改選に向けて、市町村や民生児童委員協議会等の地域団体と連携し、担い手確保に向けた働きかけや効果的な方策について協議を進めます。
- 見守り等の支え合い・助け合い活動が促進されるよう、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)やボランティアコーディネーターなど地域福祉を推進する人材育成、配置の促進を図るとともに、情報提供、ネットワークづくりを支援します。（再掲）
- 京都府共同募金会と連携し、赤い羽根共同募金運動を推進するとともに、助成金や基金等に関する情報の提供に努めます。
- 社会福祉法人又は福祉サービス事業者が行う子ども食堂への支援、地域における世代間交流や災害時の避難所機能の向上に係る取組の支援など、それぞれの施設等の特性を生かして、地域社会に貢献できるよう働きかけを行います。
- 地域課題の解決に取り組むNPO等への活動助成や、組織運営に係るノウハウ・知識の提供、活動に対する顕彰等により、NPOや住民組織等による地域の支え合い活動や居場所づくりを支援します。
- ボランティア保険の加入支援や活動スペースの提供等、社会福祉協議会等が行うボランティア振興やボランティアに参加しやすい環境整備の取組を支援します。
- 多くの方がボランティア活動へ関心を持っていただけるよう、幅広い世代への広報啓発等を推進します。
- 民間企業・商店街との地域での見守り等の協定の締結を進め、それぞれの民間企業・商店街の特色を生かした幅広い見守りや啓発を促進します。
- ボランティア休暇制度の理解や導入に向けた働きかけを行います。

具体的な施策

- ・京都府介護・福祉人材確保総合事業
- ・民生委員活動助成事業
- ・ひとり親家庭等のこどもの居場所づくり事業（再掲）
- ・地域共生社会実現サポート事業
- ・地域交響プロジェクト
- ・ボランティア振興事業
- ・シニアボランティア活動総合支援事業
- ・見守り地域づくり事業（再掲） 等

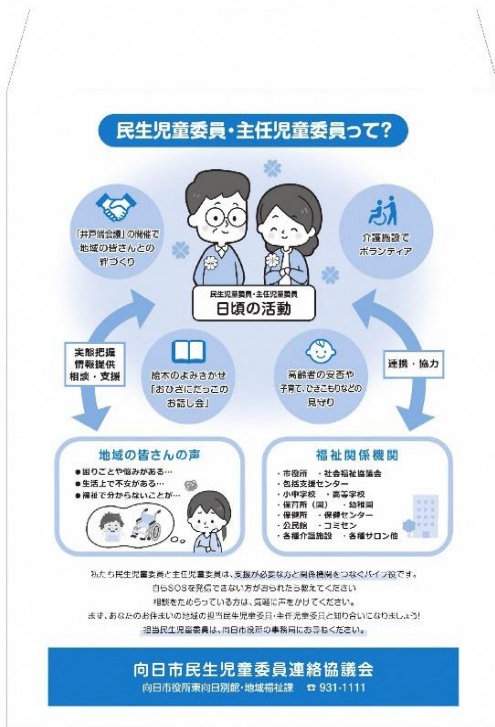
取組事例

市町村民児協活動環境整備事業

京都府民生児童委員協議会では、各市町村の民生児童委員協議会（連盟）の活動を支援するため、「市町村民児協活動環境整備事業」を実施しています。

これにより、民生委員・児童委員の活動について、①住民へのPRの取組、②負担の軽減につながる相談支援体制の整備、③活動への協力を行う支援員・協力員の設置などを実施し、活動しやすい環境の整備や担い手の確保に取り組んでいます。

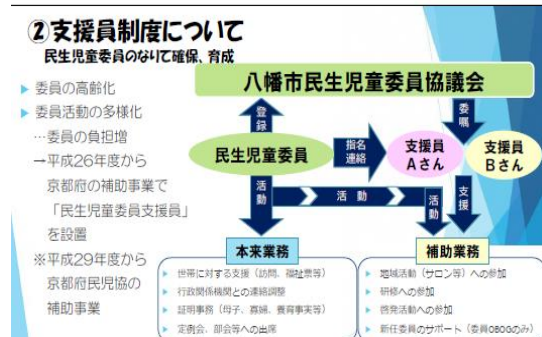
◆例1：訪問等活動時に使用するPR封筒の作成（向日市民児協）



◆例2：PR事業・支援員の設置（八幡市民児協）



※市民への民生児童委員活動の認知度向上と連動して、補助業務に協力する「民生児童委員支援員」も設置



地域共生社会実現サポート事業

京都府では、市町村と連携して社会福祉法人が行う地域貢献活動等を促進し、もって地域共生社会の実現を図るため、地域共生社会実現サポート事業に取り組んでいるところです。

地域共生社会実現サポート事業では、社会福祉法人が地域貢献として行う、保育所を活用した子育て世帯を支援するための専門家による講座の開催や、世代間交流を目的とした高齢者と保育園児による農作物の収穫体験などに対して補助金を交付しています。

京都地域福祉創生事業(わっかプロジェクト)



京都府社協が行う京都地域福祉創生事業（わっかプロジェクト）は、制度の狭間にある課題に対応するため、複数の社会福祉法人が種別を超えて協力し、資金を拠出して取り組んでいる事業です。子どもから大人まで対象にした食堂や居場所づくり、学習支援などを行っています。今後はヤングケアラー支援や社会的養護施設退所者への支援等、社会福祉法人が協力しあい制度では支援が届きにくい人たちの福祉課題を解決する取組の実施を検討しています。

きょうとフードセンター



きょうとフードセンターは、企業や団体、個人から食材を募って提供を受け、子ども食堂や子どもの居場所に取り組む活動団体等につなぐ役割を担います。

提供を受けた食材は、社会福祉法人施設や市町村社会福祉協議会が地域貢献活動として保管倉庫の設置や一時預かりなどに協力し、子ども食堂等活動団体に受渡しを行います。

子ども食堂や居場所づくりに取り組むボランティア等担い手の育成の研修や活動支援、活動者同士のネットワークを構築し、地域で子どもを温かく見守り支える人づくりにも取り組んでいます。

CSRの取組



和東町にあるリサイクル会社では、企業のボランティア活動の一環で、75歳以上で見守りが必要な高齢者、障害者宅を毎週木曜日に訪問し、見守り巡回員（従業員）による声かけや軽度の援助（ゴミ出し）といった暮らしのサポートを行っています。巡回員が異変に気付いたり相談を受けたときは地元社協へつなぎ、状況を報告する等連携しています。

(2) 介護・福祉従事者や保育人材の確保・定着・育成

現状・課題

- 今後の高齢者の増加や地域包括ケアの充実に向けて、多く福祉人材の確保が必要とされており、人材の確保に向け、きめ細かい就職支援や福祉職場の魅力を向上させることが必要です。
- また、多様なニーズに対応できる保育士・保育教諭・幼稚園教諭等の人材確保や保育の質の向上が求められています。

取組の方向性

- 若者等に対する働きがいのある職場づくり、人材育成や定着支援に取り組む福祉事業所の増加に取り組みます。
- 介護・福祉職の魅力発信・社会的評価の向上や職場環境の改善などの活動を支援し、将来を担う人材の確保・育成及び潜在的有資格者の現場復帰等を促進します。
- 定年退職者や子育てを終えた層など多様な人材を、介護・福祉の担い手として介護分野での就労につなぐ支援を行うとともに、介護ロボットやICT機器など介護職員の負担を軽減する介護支援機器等の普及を進め、介護・福祉人材の確保や働きやすい職場環境づくりを支援します。
- 府内で必要な保育人材の確保を図るため、市町村や関係団体等とも連携し、学生に保育士や保育教諭、府内の保育所、認定こども園等の魅力を伝える取組の強化や保育・教育経験者の再就業や定着のための支援を行います。また、従事者研修等を通じた資質向上の取組について充実を図ります。
- 保育人材の確保や定着支援を一層促進するため、労務等のアドバイザーの巡回支援等、保育所・認定こども園等での就業環境の整備促進、養成校等への働きかけや府域でのマッチングを推進します。

具体的な施策

「京都府高齢者健康福祉計画」、「京都府障害者・障害児総合計画」、「京都府子ども・子育て応援プラン」等に基づき各種施策を推進します。

【関連施策の例】

- ・ 京都府介護・福祉人材確保総合事業（再掲）
- ・ 介護福祉士等修学資金貸付事業
- ・ 保育人材等総合確保事業 等

(3) 積極的な広報啓発と福祉教育の充実

現状・課題

- 一人でも多くの府民が地域や福祉に関心や理解を持ち、可能な範囲において、福祉活動に参加することは、地域の福祉の力を高める重要な第一歩であり、各地域の状況に応じて、「関わる福祉（参加する福祉）」を目指した広報啓発、福祉教育活動等を支援していくことが大切です。

- 府内全域での取組を進めるためには、先進的・先駆的な活動や優れた取組等の情報を、府内の各地域へ提供・循環させていくことが必要です。
- 自主的な社会貢献活動への府民の参加を促すきっかけとするとともに、次代の福祉を担う府民の裾野をさらに広げるために、若年層から高齢者に至るまで、あらゆる者に向けた福祉に対する理解を深める福祉教育や福祉体験学習等の取組を積極的に推進していく必要があります。

取組の方向性

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するため、地域での福祉活動に関する情報の収集や提供に努めます。
- 多様なコミュニケーション手段を活用して、福祉関係情報を誰にでもわかりやすく提供できるよう工夫します。（情報のバリアフリー化の促進）
- 子どもから高齢者まで幅広い世代に対する福祉教育や多様な福祉体験学習活動を推進します。（再掲）
- 福祉問題に関する住民自身の自己学習や相互学習が促進されるよう、学習方法等の情報提供や学習機会の確保等の支援に努めます。

具体的な施策

- ・ 京都府介護・福祉人材確保総合事業費（再掲） 等

取組事例

地域に暮らすさまざまな人と関わり、学ぶことでともに生きる力を育む「福祉教育」



地域に暮らす障害のある人や高齢者、さまざまな人と関わり、学ぶことは、多様な生き方にふれ、相手を理解しようとする心を育むことにつながります。府内の市町村社協では、学校や社会福祉施設と協働した福祉教育に取り組んでいます。



また、生活場面や地域活動で気づく課題などについて、地域の人とともに解決に向けて考え、実践する取組を通じ、地域共生社会づくりを担う人と環境づくりを進めています。

4 災害時にも強い地域福祉の推進

【この項目のポイント】

- ・災害時要配慮者への支援（個別避難計画、福祉避難所、DWA T等）
- ・社会福祉施設の災害対応力の向上（業務継続、避難確保等）
- ・災害ボランティアセンターの充実 等

(1)安心して避難し、避難所で過ごせる仕組みづくり

現状・課題

- 近年、地震災害や大規模な風水害が頻発しており、特に、東日本大震災、平成 30 年 7 月豪雨では、多くの高齢者や障害のある人が避難できずに犠牲となりました。
- こうした災害での教訓を踏まえ、2021（令和 3）年 5 月には災害対策基本法が改正され、市町村による個別避難計画の作成が努力義務化されました。災害発生時に援助が必要な方が確実に避難でき、福祉避難所等において必要な支援を受けることができるよう、関係者が連携して取組を進めていくことが必要です。
- また、地域の社会福祉施設が、災害発生時に適切に対応でき、必要な業務を継続できるよう、各施設における災害対応力の向上に向けた取組が求められています。

取組の方向性

- 災害発生時に援助が必要な方が確実に避難することができるよう、未作成市町村等に対し個別支援を行うほか、研修会の実施や先進事例の提供など、市町村による個別避難計画の作成を支援します。
- 避難所のユニバーサルデザイン化を推進し、要配慮者を含めたすべての方が安心して過ごすことができるよう、市町村による避難所の運営を支援します。
- 避難所における要配慮者の生活のサポート等を行う、福祉避難サポートリーダーや京都府災害派遣福祉チーム（京都DWA T）を養成します。
- 市町村及び自主防災組織等による避難所設置・運用訓練の実施を支援します。
- 要配慮者が多く利用される社会福祉施設において、災害時の早期避難や安全確保などを適切に行うことができるよう、施設における避難確保計画の作成や防災・避難訓練の実施を支援します。
- 災害時においても、地域の被災状況に応じて、必要な福祉サービス等を継続して提供できるよう、社会福祉施設における業務継続計画（BCP）の策定を支援します。

具体的な施策

- ・災害福祉支援ネットワーク構築支援事業
- ・個別避難計画作成モデル事業 等

取組事例

個別避難計画の作成(福知山市)



避難行動要支援者名簿を活用し、災害リスク、世帯状況、家族や地域の支援体制の条件を考慮した優先度の高い要配慮者について、市と福祉専門職が連携した公助による個別避難計画作成に取り組むとともに、地域への情報提供と見守り体制の整備を進めています。

(2)いち早い日常生活の復旧に向けた支援

現状・課題

- 災害発生時に一日も早い日常生活の復旧ができるよう常設の府市町村災害ボランティアセンターの機能強化を図るなど、地域と連携した災害ボランティア活動の基盤を整備していくことが求められています。

取組の方向性

- 災害時にボランティアの需給調整や活動支援を行う市町村災害ボランティアセンターの機能強化を図ります。
- 京都府災害ボランティアセンターが実施する研修・訓練等を支援します。
- 市町村の福祉部局と防災部局及び市町村社協の連携を深めるよう支援を行います。
- 災害時の活動に向け、平常時においても市町村と市町村社会福祉協議会との連携の在り方を含め、体制づくりや普及啓発等の検討・取組を進めます。
- 災害時には地元の中・高校生なども地域住民の中心的役割を担うため、災害ボランティア活動への理解を深め、積極的に取り組めるよう学校等と十分な連携を図ります。
- 上記の取組を支援するため府災害ボランティアセンターの活動を支援します。
- 大規模災害時における他府県等の広域的な支援の受入、支援体制の充実を図ります。
- 災害時におけるNPOの相互支援や、一般ボランティアでは対応が困難な、障害のある人や外国人等の被災者からの支援ニーズに対応できるよう、災害時連携NPO等ネットワークと十分な連携を図ります。

具体的な施策等

- ・ 災害ボランティア活動等振興事業

第5章 推進体制

【この項目のポイント】

- ・PDCAサイクルに沿った計画の推進
- ・地域福祉の中核を担う社会福祉協議会との連携・支援
- ・苦情解決制度や第三者評価の推進

1 PDCAサイクルに沿った計画の推進

本計画の推進に当たっては、地域住民や市町村、民間団体等の多様な主体に対して広く周知に努めつつ、連携を図りながら施策展開を進めます。

また、本計画に記載した事項については、毎年、取組状況をまとめ、京都府社会福祉審議会へ報告を行うとともに、その内容をホームページ等で公表します。

なお、とりまとめに当たっては、PDCA（Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善））のサイクルに沿って実施し、地域福祉を取り巻く状況の変化等や他の福祉に関する個別計画の改訂等に合わせて、必要に応じて見直しを行うこととします。

2 地域福祉の中核を担う社会福祉協議会との連携・支援

社会福祉協議会は、住民主体の理念のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉と共生のまちづくり」の実現をめざし、様々な地域生活課題の解決に取り組んでいます。地域の実情に応じた福祉サービスの提供や相談活動、ボランティアや住民活動のネットワークづくり、福祉教育の推進など、地域福祉を推進する中核的な役割を担っています。

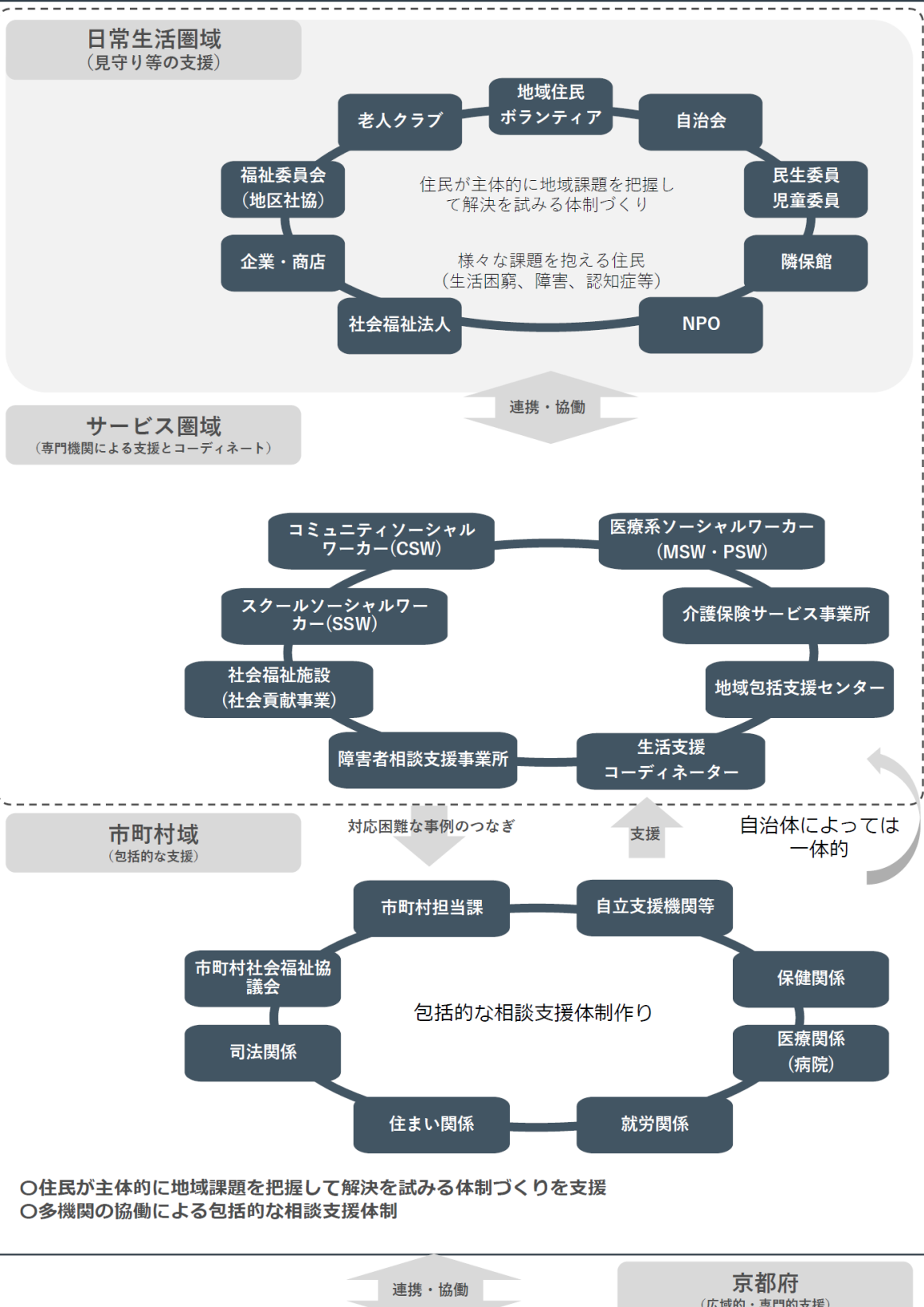
京都府社会福祉協議会では、「つながりをいかして、だれもが尊厳をもって、いきることができる社会」の実現をめざし、市町村社協や社会福祉施設、民生委員・児童委員等の関係機関との組織連携のもと、広域的かつ専門的な観点から府域における福祉サービス水準の確保と地域福祉力の向上に取り組んでいます。

京都府とは車の両輪の関係にあり、府全域にわたる福祉ニーズや生活課題に関する情報を共有しながら、地域福祉のセーフティネットづくりに向けて、効果的・効率的な諸事業を企画・実施してきたところです。

人と人とのつながりが低下し、孤独・孤立などの課題が顕在化する中、地域福祉の基盤である社会福祉協議会には、今後も、地域づくりと個別支援の両面から大きな役割が期待されます。

住民の身近な圏域

市町村域



京都府

広域自治体として有する資源やネットワーク等を通じて、市町村において策定される地域福祉計画の達成に資するために広域的な見地から支援



京都府社会福祉協議会

府全域にわたる福祉ニーズや生活課題に関する情報を共有しながら、地域福祉のセーフティネットづくりに向けて、効果的・効率的な諸事業を企画・実施

取組の方向性

- 府社協が関係機関とのネットワークにより把握する府域の地域生活課題を踏まえ、効果的な施策検討を行うとともに、その推進に向けた広域的・専門的な活動等に対して助成等のサポートを行います。
- 市町村社協による地域の実情に応じた福祉サービスの提供や相談事業、小地域での住民福祉活動などにより、支援が必要な方をこぼれ落ちることなく見守り・発見・つなぐ地域福祉力の強化を促進します。

具体的な施策

- ・ 社会福祉協議会育成事業（再掲）
- ・ 福祉サービス利用援助事業（再掲）
- ・ 福祉サービス苦情解決事業
- ・ 生活福祉資金貸付事業（再掲）
- ・ 見守り地域づくり事業（再掲）
- ・ 災害ボランティア活動等振興事業（再掲）
- ・ 災害福祉支援ネットワーク構築支援事業（再掲） 等

3 苦情解決制度や第三者評価の推進

支援の必要な方が福祉サービスを安心して利用できるよう、各社会福祉事業者による苦情解決体制の整備を指導するとともに、京都府社会福祉協議会に設置した「京都府福祉サービス運営適正化委員会」による苦情解決の仕組みの普及啓発に努め、府内の苦情解決の仕組みづくりを推進します。

また、福祉サービス事業者における事業の透明性を高め、サービスの質の向上・改善を図るとともに、利用者が自分に合った福祉サービスを選択できる環境を整えるため、京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構との連携を強化し、支援機構が行う第三者評価の受診率を高める取組を支援します。

具体的な施策等

- ・ 福祉サービス苦情解決事業（再掲）

第6章 市町村地域福祉計画ガイドライン

2018（平成30）年の社会福祉法改正において、

- ①「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備
- ②「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
- ③多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築

の3点について、市町村の努力義務とされました。

また、2020（令和2）年の同法改正により重層的支援体制整備事業が創設され、包括的な支援体制の整備に関する事項について、事業の実施の有無に関わらず記載すべき事項とされました。

こうした状況等を踏まえ、市町村において、他の福祉関係計画と共通する部分を上位に位置付け、総合的に推進するための計画の策定が円滑に進むよう、以下に、地域福祉計画に盛り込むべき事項及び策定の体制と過程について、国の通知等を参考にして示しています。

1 地域福祉計画に盛り込むべき事項

地域福祉計画に盛り込むべき事項は、社会福祉法において、

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- の5つが掲げられており、それらを踏まえなければ、法上の地域福祉計画としては認められないものです。

さらに、生活困窮者の自立支援方策についても盛り込むべき事項とされているところです。

市町村においては、主体的にこれらの事項について、その趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加えて計画に盛り込む必要があります。

(1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

地域の課題や資源の状況等に応じて、各福祉分野が連携して事業を行うことにより、それぞれの事業の効果、効率性や対象者の生活の質を一層高めることができるよう、創意工夫ある取組が期待されます。

なお、支援の在り方等を検討するにあたっては、支援を要する人だけでなく、世帯全体の状況に着目する必要があることに留意します。

(2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進（必要に応じた福祉サービス利用の推進）に関する事項

福祉サービスの仕組みが措置から契約による利用制度に転換し、必要な人が必要な時に最適な福祉サービスを受けることができ、より一層サービスを利用しやすい取組を推進させていくことが必要となります。

(3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達（福祉サービスの拡充、多様なサービスの創出）に関する事項

複雑多様化した生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現や他分野との連携についても検討が必要です。

(4) 地域福祉に関する活動への住民の参加（住民参加型の地域福祉の推進）に関する事項

地域福祉とは、地域住民の主体的な参加を前提としたものであることから、住民参加の促進に関する事項について、盛り込むことが必要となります。

(5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2020（令和2）年改正社会福祉法により、市町村に対する努力義務に基づく包括的な支援体制整備について、盛り込むことが必要となりました。

(6) その他

● 生活困窮者自立支援方策

生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であることから、以下の3点について地域福祉計画に盛り込む必要があります。

①生活困窮者自立支援方策と既存の地域福祉施策との連携に関する事項

②生活困窮者を把握するために必要な情報の種類とその把握方法

③生活困窮者の自立支援に関する事項

相談支援体制の整備、法に基づく支援の実施、関係機関や他制度等による支援、生活困窮者支援を通じた地域づくり 等

● 災害時要配慮者支援方策

日頃から要配慮者の情報を適切に把握し、関係機関等との間で共有を図ることで、要配慮者が安心して地域で生活を送ることにつながり、災害時等緊急時に迅速かつ的確な要配慮者支援方策を実施することにつながります。

① 要配慮者の把握に関する事項

市町村の福祉関係部局において、適切かつ漏れのない要配慮者情報を日頃から把握するための方法や情報の集約と適切な管理の方法

- ② 要配慮者情報の共有に関する事項
把握した要配慮者の情報について、関係機関と共有する方式や方法
定期的に名簿見直しを行うなど、情報更新の方法
- ③ 要配慮者の支援に関する事項
近隣住民等による日常的な見守り活動や助け合いの関係づくりを推進する方策
緊急対応に備えた役割分担と連絡体制

市町村においては、こうした要配慮者支援方策を踏まえた地域福祉計画の策定が求められています。

その他にも、市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化等、その地域で地域福祉を推進する上で必要となる事項について、盛り込む必要があります。

2 地域福祉計画策定の体制と過程（策定の方法・手順）

地域福祉計画は、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載し、福祉分野に横串を通す計画です。既存の計画、その他の関連する計画との調和を図り、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保して策定される必要があります。そのため、行政全体での取組が不可欠となります。

また、この計画は住民参加が特に重要なポイントとなっており、地域に入り込んでいくこと、地域住民の声を吸い上げていくための体制と過程をしっかりと作り上げていくことが不可欠となるところが、特色であるともいえます。

市町村における計画策定の流れ	
○	地域福祉計画策定方針の決定等
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政内部での検討、策定に関する合意形成 ・ 行政内部の計画策定体制の整備等
○	住民等への意識啓発及び地域福祉計画の策定体制の整備
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民等への情報の提供 ・ 住民等の参画を得た策定委員会の設置 ・ 生活課題の整理、住民のニーズ等の把握・整理のための体制整備
○	地域特性と地域福祉課題の明確化・認識の共有
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区別データの収集・分析 ・ 地区別住民懇談会、住民アンケート、住民モニター等によるデータの収集 ・ 地域における課題の明確化
○	地域福祉計画素案の策定と住民への議論の呼びかけ
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画素案の策定・公表 ・ 住民等への議論の呼びかけ
○	地域福祉計画の策定
○	地域福祉計画の公表と進行管理

(1) 地域福祉計画策定方針の決定等

- 行政内部での検討、策定に関する合意形成

地域福祉計画を策定するに当たり、計画策定の目的を明らかにするとともに、計画の性格、位置づけ等の策定方針を明らかにします。

- 行政内部の計画策定体制の整備等

地域福祉計画は、関連する計画との整合性を持ち、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保して策定される必要があります。そのため、行政全体での取組が不可欠であり、関係部局が一堂に会した地域福祉計画の検討会を開催したり、部局を横断した職員による地域福祉計画策定のためのプロジェクトチームを立ち上げることも有効な手法の一つと考えられます。

また、市町村の総合計画の中に盛り込んでいくことも一つの方策です。

(2) 住民等への意識啓発及び地域福祉計画の策定体制の整備

- 住民等への情報の提供

地域社会の生活課題をきめ細やかに発見するためには、住民等の主体的参加が欠かせないものであるという理解を広げていくことが重要です。また、より多くの支援を必要とする人々ほど、情報が円滑に伝わらないことが考えられるため、特にこうした人々に対する情報伝達に配慮する必要があります。

- 住民等の参画を得た策定委員会の設置

地域福祉計画の策定に当たっては、地域福祉推進役としての地域住民、学識経験者、福祉・保健・医療関係者、民生委員・児童委員、市町村職員等が参加する、例えば、「地域福祉計画策定委員会」のような策定組織を設置することが考えられます。

「地域福祉計画策定委員会」等は原則として公開し、進捗状況について適宜公表するほか、広く住民等が傍聴できる体制をとるなどの配慮が必要となります。

- 生活課題の整理、住民のニーズ等の把握・整理のための体制整備

公聴会やワークショップ、住民懇談会など住民の意見を汲み上げる体制を整備していくことが必要となります。

(3) 地域特性と地域福祉課題の明確化・認識の共有

- 地区別データの収集・分析

- 地区別住民懇談会、住民アンケート、住民モニター等によるデータの収集

- 地域における福祉課題の明確化

こうした活動によって、住民等や要支援者自身が自ら生活課題を明らかにするための調査に参加すること等により、自ら地域福祉課題の解決に向けて活動する気持ちを醸成することが何よりも重要となります。

(4) 地域福祉計画素案の策定と住民への議論の呼びかけ

地域福祉計画に盛り込むべき事項に留意しながら、計画の素案を策定し、住民や関係団体等の意見を反映させるため、パブリックコメント制度等により議論の呼びかけを行います。

(5) 地域福祉計画の策定

地域福祉計画素案に対する住民等の意見に配慮し、地域福祉計画を策定します。

(6) 地域福祉計画の公表と進行管理

地域福祉計画の公表を行うとともに、その後の進捗状況について進行管理を行います。

3 地域福祉計画を策定する上でのその他の留意事項

計画の策定に当たっては、社会福祉協議会や社会福祉法人、隣保館、NPOやボランティア、民生委員・児童委員との連携が求められるとともに、計画期間や他の福祉計画との関係にも留意しておく必要があります。

(1) 社会福祉協議会や社会福祉法人、隣保館、NPOやボランティア、民生委員・児童委員

社会福祉協議会は、社会福祉法により地域福祉を推進する団体として明確に位置付けられていること、また、地域住民主体を旨とした地域住民の参加の推進やボランティア、福祉教育、まちづくり等の実績を有していることから、計画の策定に積極的に参加することが期待されます。

また、社会福祉協議会の策定する地域福祉活動計画は住民等の福祉活動計画として地域福祉の推進を目指すものであることから、相互に連携を図ることが求められます。

社会福祉法人は、2016（平成28）年の社会福祉法改正において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設されました。これにより、社会福祉法人には、地域における福祉サービスの拠点としての役割が期待され、そのノウハウを地域福祉計画の策定に活かしていくことが期待されます。

さらに、NPOやボランティア、民生委員・児童委員、隣保館についても、その役割に基づき、計画の策定に参加していくことが期待されています。

(2) 地域福祉圏域の設定

包括的な支援体制の整備は、「住民に身近な圏域」（住民の生活に即した地区）においての実施が求められます。これは、地域の実情に応じて異なると考えられ、地域で協議し、決めていく過程が必要です。

また、地域福祉計画の策定は、人口及び面積等が小規模な市町村においては、複数の市町村が合同して進めることも考えられます。

(3) 計画推進の期間と公表

概ね5年とし3年で見直すことが適当です。計画の実施状況を毎年定期的に点検することとし、「計画評価委員会」のような評価体制を確保することが必要です。

また、策定後速やかにHP等でその内容を公表することが必要です。

(4) 地域福祉計画と他の福祉関係計画との関係

高齢者、障害のある人、児童等対象別の福祉計画との整合性及び連携が求められます。

資料編

- 京都府社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿
- 第4次京都府地域福祉支援計画の主な策定経過
- 用語解説
- 京都府における関連計画
- 2019(平成31)年以降に制定・改定された法律等

京都府社会福祉審議会

地域福祉専門分科会委員名簿

(敬称略 五十音順)

氏名	役職名	備考
奥田 敏晴	京都府市長会会長	
空閑 浩人	同志社大学教授	委員長
櫛田 匠	京都府社会福祉施設協議会理事	
中井 敏宏	京都府社会福祉協議会常務理事	
野間 眞知子	京都府連合婦人会事務局員	
東 壽亮	京都府市町村社会福祉協議会連合会会長	
藤本 守	京都ボランティア協会理事	
本郷 俊明	京都府民生児童委員協議会会長	
武藤 守	京都府老人クラブ連合会理事	
吉本 秀樹	京都府町村会長	

(計10名)

第4次京都府地域福祉支援計画の主な策定経過

年 月 日	内 容
2023年 (令和5)	第1回京都府社会福祉審議会地域福祉専門分科会の開催
9月12日	第2回京都府社会福祉審議会地域福祉専門分科会の開催
10月11日	第3回京都府社会福祉審議会地域福祉専門分科会の開催
12月19日	第4次京都府地域福祉支援計画（中間案）に対する 府民意見提出手続き（パブリックコメント）の実施
2024年 (令和6)	1月9日
1月29日	第4回京都府社会福祉審議会地域福祉専門分科会の開催
3月29日	第4次京都府地域福祉支援計画の決定

用語解説（50音順）

（あ行）

温ったか京都・寄り添い支援ワーカー

京都府社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症に係る生活福祉資金特例貸付の償還支援業務及び生活支援業務について一体的な事業実施を推進するため、各市町村社会福祉協議会に配置した支援員の呼称。窓口相談及びアウトリーチによる償還相談支援や償還猶予中の借受世帯への相談支援等、借受人それぞれの実情に応じたフォローアップ支援を実施する。

運営適正化委員会

福祉サービスに関する利用者からの苦情を適切に解決するため、相談・助言・調査又はあっせんを行う社会福祉法に規定された第三者機関。都道府県社会福祉協議会に設置され、委員は社会福祉、法律又は医療に関し学識経験を有する者で構成される。

OECD（オーイーシーディー）

経済協力開発機構。国際経済全般について協議することを目的とした国際機関。加盟国は2023年現在38カ国。

（か行）

介護ロボット

介護従事者による利用者の移乗、移動、排泄及び入浴並びに利用者の状態の確認、利用者との意思疎通その他介護を行うときに使用される、介護従事者の身体的な負担の軽減及び業務の効率化に効果がある機器。

絆ネット

様々な見守り団体が地域の課題の解決に向けて、円滑に調整・支援を行うため、各団体間で横断的な連携に取り組むネットワークの呼称。

京都いのちの日

府民の自殺対策に関する関心と理解を深め、府民運動として自殺対策を推進する気運を醸成するために、いのちについて今一度立ち止まって考える日として、「京都府自殺対策に関する条例」において自殺対策強化月間初日の3月1日に京都府が設定した日。

共同募金会

共同募金運動を推進するための組織として、都道府県ごとに設置されている。共同募金

で集まった寄付は、子ども、高齢者、障害者等を支援する福祉活動や災害時支援に用いられる。

京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構

京都で唯一の第三者評価事業を推進する組織として平成17年10月に公民協働で立ち上げられた団体であり、学識経験者、関係団体(施設・事業者)、利用者団体、関係職能団体、第三者団体等、行政などによって構成される。京都府の推進する介護サービス及び福祉サービスの第三者評価を実施する評価機関の設立や活動を支援するとともに、評価に関する情報を府民にわかりやすく提供することにより、第三者評価の取組を広く普及、定着させ、利用者本位の介護・福祉の推進を図ることを目的としている。

京都地域包括ケア推進機構

高齢者が介護や療養が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせる京都式地域包括ケアシステムを実現するため、医療・介護・福祉・大学等のあらゆる関係団体が結集してオール京都体制で平成23年6月に設立。制度や組織の壁を越えて連携の強化に繋がる全国モデルとなるような取組を進めている。

京都府居住支援協議会

「住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等）に対する賃貸住宅の供給に関する法律（略称：住宅セーフティネット法）」に基づき、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議するため、地方公共団体、宅地建物取引業者、賃貸住宅を管理する事業を行う者、住宅確保要配慮者に対し居住に係る支援を行う団体等により組織された協議会。京都府では平成26年度に設立。

京都府災害派遣福祉チーム（京都DWA T）

災害時の一般避難所等において生活を送る災害時要配慮者へ、日常的な支援を行う福祉専門職で構成されるチーム。平常時から地域の防災訓練等に参加し、災害に強い地域づくりを目指し様々な活動をしている。

京都府総合計画

2011（平成23）年に制定した「京都府行政運営の基本理念・原則となる条例」第4条の規定により、京都府のめざす方向性を将来構想、基本計画等の形で明らかにするもの。

業務継続計画（BCP）

災害時や感染症発生時等でも最低限のサービス提供が維持できるよう、緊急時の人員の招集方法や飲料水、食料、マスク等の衛生用品、冷暖房設備や空調設備稼働用の燃料などの確保策等を定めたもの。

緊急小口資金等の特例貸付

生活福祉資金貸付制度のうち、コロナ禍や災害等により、緊急かつ一時的または継続的に生計の維持が困難となった場合に、対象の拡大や償還期限の延長などの特例措置を設ける制度。

合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

合理的配慮

障害のある人から何らかの対応を求める意思の表明があった場合に、過重な負担にならない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な対応のこと。

こども家庭センター

市町村が設置する全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関。

子ども食堂

無料または低料金で子どもや地域の人々に食事を提供する活動。子どもの貧困や孤食への対策となるほか、学習支援、地域の居場所としての機能を持つケースも多い。

個別避難計画

地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、市町村又はコーディネーターが中心となって、支援者及び災害時要配慮者と打ち合わせ、具体的な避難方法等について策定する個別計画。

コミュニティソーシャルワーカー

イギリスにおいて提案されたコミュニティに焦点をあてた社会福祉活動で、地域において、支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見して支援を必要とする人に結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的制度との関係を調整したりするコミュニティソーシャルワークを行う者。

(さ行)

災害ボランティアセンター

主に災害発生時のボランティア活動を効率よく推進するための組織。被災地でスムーズな災害ボランティア活動を開始し、被災者の生活を早期に復旧させることを目的としている。

る。

自治会（町内会）

各地域で自発的に組織され、住民どうしの親睦を深め、地域の中で問題が起きたときにその解決を図る団体。

児童相談所

児童福祉法第 12 条に基づき、都道府県、指令都市等が設置する児童福祉の専門相談機関。

社会福祉協議会（社協）

地域福祉推進のため、全国、都道府県、市町村ごとに住民や地域の社会福祉関係機関によって組織された民間福祉団体。地域福祉を推進する事業のための調査、総合的企画、連絡・調整、助成、普及・宣伝、人材研修等を行う。

住居確保給付金

離職や廃業又は本人の都合によらない理由で収入が減少し、住居を失った、又は失うおそれが高い方に対して、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額（上限額：生活保護制度の住宅扶助額）を支給する制度。

重層的支援体制

市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する事業。

主任児童委員

児童委員のうち、厚生労働大臣の指名により、児童の福祉に関する機関と児童委員との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う者。

障害者手帳

一定の障害程度に該当すると認定された方に対して交付される手帳。障害の種別に応じて、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などがある。

なお、「しょうがい」という用語の表記については、当事者・関係者の間に多様な意見があるところであるが、本計画においては、法令や関係計画等と同様、「障害」の表記を使用している。

また、特にこの語が「障害者」として用いられる際には、受け入れ難いと感じる人がいるという意見もあることから、計画本文中で人や人の状況を表す場合は、「障害のある人」という表記を使用している。

情報アクセシビリティ

高齢者や障害のある人など、あらゆるユーザーが情報通信機器やサービスを不自由なく利用できるようにする機能や考え方。

身体障害者相談員

市町村からの委託を受け、身体に障害のある方の福祉の増進を図るため、身体に障害のある方の相談に応じ、必要な援助を行う、社会的信望があり、かつ、身体に障害のある方の更生援護に熱意と識見を持つ民間の協力者。

生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所設置自治体が、生活困窮者に対し、自立相談支援事業や住居確保給付金の支給などを行う制度。

生活福祉資金

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯等世帯単位で、就職に必要な知識・技術等の習得や高校、大学等への就学、介護サービスを受けるための費用等それぞれの世帯の状況と必要に合わせた資金の貸付制度。

成年後見制度

認知症などにより物事の判断が十分にできず、権利・利益の主張ができなくなった場合、本人の判断能力を補い、権利を保護する法的な制度。「後見」、「保佐」、「補助」、「任意後見」の4つの類型があり、いずれも家庭裁判所の審判を経て開始される。

相対的貧困率

等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分（貧困線）を下回る所得しか得ていない者の割合。

（た行）

脱ひきこもり支援センター

ひきこもり状態にある方とその家族を支えるため、京都府家庭支援総合センター内に設置し、早期把握・支援から社会適応訓練、自立までを一体的に支援する機関。

ダブルケア

特に晩婚化・晩産化等を背景に、育児期にある者（世帯）が親の介護も同時に引き受けること。

地域生活定着支援センター

高齢又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等について、直ちに福祉サービス等につなげるために設置されている支援機関。

地域福祉活動計画

地域の生活・福祉課題を把握・明確化し、その課題解決を図るために、社会福祉協議会が中心となって策定する計画

地域包括支援センター

高齢者に関する総合相談・支援や権利擁護、介護予防のマネジメント、困難事例等への指導・助言などを実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するセンターで、府内各市町村で設置されている。

管内に複数センターがある市町村では、センター間の総合調整や困難事例への対応など他センターへの後方支援を行う「基幹型センター」や、権利擁護や認知症支援等の特定分野において他のセンターを支援する「機能強化型センター」の設置も可能とされており、地域全体での効果的なセンター業務の運営が求められている。

地域未来塾

様々な課題を抱える中学生等を対象に、放課後等に学校や公民館等において、教員OB、地域の方、教員志望の大学生等の協力により実施される学習支援。

知的障害者相談員

市町村からの委託を受け、知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者やその保護者の相談に応じ、必要な援助を行う、社会的信望があり、かつ、知的障害者に対する更生援護に熱意と識見を持っている民間の協力者。

(は行)

パーキングパーミット

高齢者や障害者、難病患者等歩行が困難な方、妊産婦やけがをされ一時的に歩行が困難な方等に対して共通の駐車場利用証を交付し、車いすマークの駐車場を利用しやすくする制度。

8050（はちまるごーまる）

ひきこもりの長期化などにより、本人と親が高齢化し、支援につながらないまま孤立してしまう問題。「80代の親と50代の子」になぞらえてこのように呼ばれている。

ピア・サポーター

「ピア (peer)」は「仲間、同僚」の意味。共通の社会的背景、体験等を持つ人同士の、互いに支え合う関係を前提とした支援活動を行う人のこと。

ひとり親家庭福祉推進員

京都府知事の委嘱により、ひとり親家庭等の生活・経済上の問題について、相談・援助を行うとともに、各保健所に配置された母子・父子自立支援員の協力機関として業務、ヤングケアラーの認知度向上や、見守り・相談を行う民間の協力者。

福祉サービス

社会福祉を目的として地方公共団体や民間団体等によって提供されるサービス一般をいう。また、狭義には、社会福祉法第2条に規定される第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業によるサービスを意味する。

福祉サービス利用援助事業

認知症高齢者や知的障害・精神障害等のため判断能力が十分でない方に対し、利用者との契約により、福祉サービスの利用に関する相談、助言、手続きの援助、利用料の支払い（日常的金銭管理）等福祉サービスの適切な利用のために必要な援助を行う事業。

福祉避難サポートリーダー

一般避難所において、福祉的な目線をもって避難所運営を支援するとともに、要配慮者と支援者・行政等とのつなぎ役となる人材。

福祉避難所

避難生活において一定の配慮を要し、特別な支援が必要な方を対象とする避難所。一般の避難所への避難後に、そのまま一般の避難所での生活を続けることが困難な方を対象とするため、二次避難所とも呼ばれる。

フードバンク

企業や個人、団体から、包装の傷みなどで品質に問題がないにもかかわらず、市場で流通できず廃棄される食品の寄附を受け、必要とする施設や団体、生活困窮者などに無償で配布する団体やその活動。

ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方や内部障害の方など援助や配慮を必要としていることが外見から分からない方が、周りに配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくなるよう、作成されたマーク。

ボランティアコーディネーター

ボランティア活動をしたい人と依頼したい人との調整や相談・企画、育成、普及啓発、ボランティアとの協働による在宅福祉サービスの開発等住民のボランティア活動を支援する専門職。

(ま行)

民生委員・児童委員

民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。社会福祉増進のために、住民の立場から福祉に関する相談・援助活動を行っている。また、すべての民生委員は児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行う児童委員を兼ねている。

(や行)

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、能力、国籍などの違いに関わらず、はじめから、すべての人にとって、安心・安全に利用しやすいように、建物、製品、サービスなどをデザインすることとそのプロセス。

要介護認定

身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、一定期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態を要介護、また、要介護状態まではいかないものの、一定期間にわたり継続して、日常生活を営む上で支障があると見込まれる状態を要支援という。この要介護状態や要支援状態にあるかどうかやその程度の判定を行うこと。

(ら行)

隣保館

地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う施設。

京都府における関連計画

計画名	根拠法
京都府保健医療計画	医療法第 30 条の 4 健康増進法第 8 条
京都府高齢者健康福祉計画	老人福祉法第 20 条の 9 介護保険法第 118 条 高齢者の居住の安定確保に関する法律第 4 条
京都府障害者・障害児総合計画	障害者基本法第 11 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条 児童福祉法第 33 条
京都府子ども・子育て応援プラン	次世代育成支援対策推進法第 9 条 子ども・子育て支援法第 62 条 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条
京都府少子化対策基本計画	京都府少子化対策条例第 11 条
京都府子どもの貧困対策推進計画	子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条
配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 2 条の 3
京都府自殺対策推進計画	自殺対策基本法第 13 条 京都府自殺対策に関する条例第 9 条
京都府地域防災計画	災害対策基本法第 40 条
京都府住生活基本計画	住生活基本法第 17 条
京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画	再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条 京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例第 3 条 京都府犯罪被害者等支援条例第 9 条
京都府安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画	京都府消費生活安全条例第 7 条
困難な問題を抱える女性への支援に関する京都府基本計画	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第 8 条

2019（平成 31）年度以降に制定・改定された法律等

年度	法律名等	概要
2019 (H31)	子どもの貧困対策法改正	市町村計画策定の努力義務化 等
	児童福祉法等改正	児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化 等
2020 (R2)	社会福祉法に基づく無料低額宿泊所の設備等の基準に関する条例施行	無料低額宿泊所の設備及び運営の最低基準について規定
2021 (R3)	社会福祉法改正	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援（重層的支援体制整備事業の創設）等
	介護保険法等改正	地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 等
2022 (R4)	京都府子どもを虐待から守る条例施行	虐待の未然防止、早期発見及び早期対応、虐待を受けた子どもに対する支援 等
2023 (R5)	こども家庭庁設置法施行	内閣府の外局として、こども家庭庁を設置
	こども基本法施行	施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映、支援の総合的・一体的提供の体制整備 等
	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律施行	国・地方公共団体における、国民の理解の増進に関する施策の策定及び実施の努力、事業主等の施策への協力の努力 等
2024 (R6) 予定	児童福祉法等改正	子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充 等
	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律施行	国・地方公共団体における、困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務 等
	障害者差別解消法改正	事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化 等
	孤独・孤立対策推進法施行	地方公共団体の取組の努力義務化、地方公共団体による孤独・孤立対策地域協議会の設置 等
	障害者総合支援法等改正	障害者等の地域生活の支援体制の充実、障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進 等
	配偶者暴力防止法改正	保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化、基本方針・都道府県基本計画の記載事項の拡充 等
	介護保険法等改正	介護現場における生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層取組を推進 等
	子育て環境日本一・京都の実現に向けた取組の推進に関する条例施行	「少子化対策条例」と「子育て支援条例」を整理統合し、「子育て環境日本一」の実現に向けた基本理念や、社会を構成する各主体の責務や役割等について規定

※法律・条例名は略称

京都府地域福祉支援計画

2024年（令和6年）3月
発行／京都府健康福祉部地域福祉推進課
602-8570 京都市上京区下立売通新町西入
TEL 075-414-4605 FAX 075-414-4572
